

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害発生の防御又は応急的な措置等を計画的に実施し、災害の拡大を防止する。

雪害・事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予警報等の伝達

災害に関係ある気象予警報等の収集・伝達を迅速かつ確実に実施し、災害発生の防止に努めることを目的とする。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、災害に関する予報・警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅延なくその旨を町長・消防職員又は警察官に通報しなければならない。

2. 情報の種類と発表基準

(1) 気象予警報

ア. 気象情報・注意報・警報の区分

青森地方気象台が行う気象情報・注意報・警報の区分は次表のとおりである。

| 種類 | 内容 |
|------|---|
| 気象情報 | <p>目的別に、次のように分けられる。</p> <p>①注意報・警報に先立って注意を喚起するためのもの。</p> <p>②注意報・警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。</p> <p>③数年に1回位の記録的な短時間雨量を観測したときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。</p> <p>④少雨・長雨・低温・梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</p> <p>種類としては、台風に関する情報・大雨に関する情報・記録的短時間大雨情報・低気圧に関する情報・少雨に関する情報などがある。</p> |
| 注意報 | <p>県内いずれかの地域において気象現象等によって、災害の起こるおそれがある場合に発表するものである。</p> |
| 警報 | <p>県内いずれかの地域において気象現象等によって、重大な災害の起こるおそれがある場合に発表するものである。</p> |

イ. 気象注意報・警報の種類と発表基準

青森地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準は次表のとおりである。

| 区分 | 種類 | 発表基準 |
|----|-------|---|
| 注 | 風雪注意報 | <p>風雪によって災害が起こると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速が陸上で13m/s以上、海上で18m/s（東風の場合15m/s）以上になると予想される場合</p> |
| | 強風注意報 | <p>強風によって災害が起こると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が13m/s以上、海上で18m/s（東風の場合15m/s）以上になると予想される場合</p> |
| 意 | 大雨注意報 | <p>大雨によって災害が起こると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>1時間 雨量 20mm以上 3時間 雨量 40mm以上 24時間 雨量 70mm以上</p> <p>のいずれかになると予想される場合</p> |
| 報 | 洪水注意報 | <p>洪水によって災害が起こると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>1時間 雨量 20mm以上</p> |

| 区分 | 種類 | 発表基準 |
|----|---------|---|
| 注 | 洪水注意報 | (ただし、総雨量が50mm以上) 3時間 雨量 40mm以上 のいずれかになると予想される場合 24時間 雨量 70mm以上 |
| | 大雪注意報 | 大雪によって災害が起こると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが、平地で20cm以上、山沿いで30cm以上になると予想される場合 |
| | 霜注意報 | 早霜・晩霜等によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 早霜・晩霜期に最低気温が概ね2℃以下になると予想される場合 (早霜は、農作物の生育を考慮し実施する。) |
| | 低温注意報 | (夏期) 低温によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 日最高最低又は日平均気温が平年より、4℃～5℃以上低い日が数日続くと予想される場合 (冬期) 低温によって水道凍結など大きな障害のおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 日最低気温が-8℃以下(前日最高気温が-3℃以下又は0℃以下の日が2日以上継続のとき)になると予想される場合 (アンダーラインの数字は、気象官署のものであることを示す。) |
| | 地面現象注意報 | 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こると予想される場合 他の気象注意報に含めて発表する。 |
| | 浸水注意報 | 浸水によって災害が起こると予想される場合、他の気象注意報に含めて発表する |
| | 濃霧注意報 | 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合 |
| | 雷注意報 | 落雷等により災害が起こるおそれがある場合 |
| | 乾燥注意報 | 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合 実効湿度が67%以下、このほか県内気象官署の風速・最小湿度・実効湿度などを考慮する。 |
| | なだれ注意報 | 雪崩によって災害が起こるおそれがあり、具体的には次の条件に該当する場合 (1) 山沿いで24時間の降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 (2) 山沿いで積雪が50cm以上あり、日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合 |
| 報 | 融雪注意報 | 気温の上昇により、山沿い・山岳等の雪融け水により、河川の水位が上昇し、洪水によって災害の発生が予想される場合 ～3/20 ①日最高気温5℃以上が2日間継続、雨量10mm以下 ②日平均気温2日間の和5～10℃、雨量30mm以下 3/21～4/17 ①日平均気温2日間の和12℃、雨量20mm以上 ②日平均気温2日間の和10℃、雨量30mm以上 のいずれかになると予想される場合(地面現象注意報・浸水注意報を含む) |

| 区分 | 種類 | 発表基準 |
|-----|--------|--|
| 注意報 | 着雪(氷) | 着雪(氷)が著しく通信線・送電線及び樹木等に被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 |
| | 注意報 | 大雪注意報の条件下で気温が -2°C より高くなると予想される場合 |
| 警 | 暴風警報 | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が陸上で 18m/s 以上、海上で 25m/s (東風の場合 20m/s)以上になると予想される場合 |
| | 暴風雪警報 | 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速が 18m/s 以上、海上で 25m/s (東風の場合 20m/s)以上になると予想される場合 |
| | 大雨警報 | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1時間 雨量 40mm 以上 (ただし、総雨量が 80mm 以上) 3時間 雨量 80mm 以上 のいずれかになると予想される場合 24時間 雨量 140mm 以上 |
| | 大雪警報 | 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが平地で 50cm 以上、山沿いで 75cm 以上になると予想される場合 |
| 報 | 洪水警報 | 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1時間 雨量 40mm 以上 (ただし、総雨量が 80mm 以上) 3時間 雨量 80mm 以上 のいずれかになると予想される場合 24時間 雨量 140mm 以上 |
| | 地面現象警報 | 大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて発表する |
| | 浸水警報 | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて発表する |

- 備考 1. 発表基準欄に記載した数値は、青森県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
2. 山岳とは概ね 700m 以上の山地をいう。また、山沿いとは概ね 200m 以上の山地をいう。
3. 注意報・警報はその種類に係わらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまでに継続中の注意報・警報は自動的に解除、又は更新されて新たな注意報警報に切り替えられる。

(2) 水防活動用注意報・警報

青森地方気象台が発表する水防活動用注意報・警報は次のとおりである。

- ア. 水防活動用気象注意報(大雨注意報をもって代える)
- イ. 水防活動用洪水注意報(洪水注意報をもって代える)
- ウ. 水防活動用気象警報(大雨警報をもって代える)
- エ. 水防活動用洪水警報(洪水警報をもって代える)

(3) 水防警報及び水防指令並びに特別警戒水位到達情報

ア. 水防警報

国土交通大臣及び県が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれのある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するために、東北地方整備局(青森河川国道事務所、高瀬川総合開発工事事務所)及び県が発表する水防警報は、次表のとおりである。

| 種類 | 内容 | 発表基準 |
|----|---|---|
| 待機 | 水防団員の足留を行う | 水位が指定水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき |
| 準備 | 水防資機材の準備点検・水門等の開閉準備・水防団幹部の出動等に対するもの | 雨量・水位・流量その他の河川状況等により必要と認められるとき |
| 出動 | 水防団員の出動を通知するもの | 水位・流量その他の河川状況等により警戒水位を越え、又は越えるおそれがあり、なお増水が予想されるとき |
| 解除 | 水防活動の終了を通知するもの | 水防作業の必要がなくなったとき |
| 情報 | 水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・崩壊・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの | 適 宜 |

イ. 水防指令の発令

県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するために、水防本部長（知事）又は支部長（県土整備事務所長）が発令する水防指令は次表のとおりである。

| 配備の種類 | 水防指令 | 配備状況 |
|-------|------|---|
| 待機 | 第1指令 | 水防体制の少数（1班）の人員で主としての情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車1台を待機させるものとする。 |
| 準備 | 第2指令 | 水防体制の約半数（2～3班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。 |
| 出動 | 第3指令 | 水防組織の全員がこれに当たる。事態が長引く時は、水防長は適宜交代させるものとする。 |
| 解除 | 第4指令 | 水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。 |

ウ. 特別警戒水位到達情報

県は、指定した河川において住民の避難等の目安となる特別警戒水位を定め、当該河川の水位が特別警戒水位に達したときは、その旨を市町村に通知するものとする。

(4) 火災警報

消防長は、青森地方気象台が発表する火災気象通報を受けた場合、又は火災の予防上危険であると認めた場合火災警報を発令するものとし、発令を要しない状況になってから1時間以上経過したとき解除する。

| 火災気象通報の発令基準 | |
|---------------------------|--|
| 1. | 実効湿度が67%以下であって最小湿度が40%より下がり、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。 |
| 2. | 平均風速が13m/s以上の見込みのとき。 |
| ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないことがある。 | |

(5) 災害が発生するおそれのある異常現象

災害が発生するおそれのある異常現象は、概ね次のとおりである。

| 区分 | 現象 | 備考 |
|----------|------------|-------------|
| 気象に関する事項 | 著しく異常な気象現象 | 竜巻・雪崩・強い降雹等 |

3. 気象予警報等の伝達

(1) 気象予警報等の伝達方法

- ア. 関係機関から通報される気象予警報は勤務時間内は総務課長が、時間外は委託警備員が受領する。
- イ. 委託警備員が受領した場合は、直ちに総務課長に伝達するものとする。
- ウ. 気象予警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。
- エ. 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

| 伝達責任者 | 伝達先 | 電話番号 | 伝達方法 | | 伝達内容 |
|-------|------|---------|------------|----------|-------------------------------------|
| | | | 勤務時間内 | 勤務時間外 | |
| 総務課長 | 庁内各課 | 62-3069 | 内線電話及び庁内放送 | 各担当課長へ電話 | 全ての警報、特に必要と認める注意報 なお、勤務時間外は関係課長へ |
| | 消防団長 | | 電話 | 電話 | |

第2節 情報収集及び被害等報告

災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1. 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報・報告するものとする。

2. 情報の収集・伝達

町長は、職員を動員し又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発令され災害が発生するおそれがある段階

ア. 災害情報の収集

町長は、警報等が発令され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期するため、町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、次の各地区ごとの行政連絡員から情報を収集する。

(ア) 各地区行政連絡員

(平成18年3月1日現在)

| 地区名 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | 町担当職員名 |
|--------|----|----|------|--------|
| 上大町 | | | | |
| 下大町 | | | | |
| 新町 | | | | |
| 川原町 | | | | |
| 博労町 | | | | |
| 荒町 | | | | |
| 下新井田 | | | | |
| 蛭川 | | | | |
| 第8区 | | | | |
| 根前 | | | | |
| ひばり野 | | | | |
| ひまわり団地 | | | | |
| 岩ノ脇 | | | | |
| 豊間内 | | | | |
| 志戸岸 | | | | |
| 大森 | | | | |
| 大久木 | | | | |
| 佐野 | | | | |
| 切谷内 | | | | |
| 粒ヶ谷地 | | | | |
| 菖蒲川 | | | | |
| 上区 | | | | |
| 中区 | | | | |
| 下区 | | | | |
| 北市川 | | | | |
| 池ノ堂 | | | | |
| 石香 | | | | |
| 中筒 | | | | |
| 四五市 | | | | |
| 北田ノ沢 | | | | |
| 野沢 | | | | |
| 扇田 | | | | |
| 浅水(下) | | | | |
| 浅水(上) | | | | |
| 上豊川 | | | | |
| 下豊川 | | | | |
| 北向(浅水) | | | | |
| 関口 | | | | |
| 手倉橋 | | | | |
| 荷軽井 | | | | |
| 烏沼新田 | | | | |
| 槍沢 | | | | |
| 石沢 | | | | |
| 一ノ坪 | | | | |
| 風原平 | | | | |
| 清駒 | | | | |
| 中市 | | | | |
| 浦田 | | | | |
| 小渡 | | | | |
| 向松 | | | | |
| 大久保 | | | | |
| 横倉 | | | | |
| 太田 | | | | |
| 山田 | | | | |
| 谷地中 | | | | |
| 北向 | | | | |
| 沼沢 | | | | |
| 鎗水 | | | | |
| 館町 | | | | |
| 宮台 | | | | |
| 森冬 | | | | |
| 古川代 | | | | |
| 平成 | | | | |

個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。

(イ) 五戸消防署及び五戸町消防団の情報調査連絡員

(平成18年3月1日現在)

| 署・分団名 | 職名 | 氏名 | 住所：五戸町 | 連絡方法・電話番号 |
|------------|-----|-----------------------------------|-----------------|-----------|
| 五戸消防署 | 署長 | 竹 洞 兼 雄 | 字大渡11-1 | 62-3119 |
| 〃 西分遣所 | 所長 | 堺 富 治 | 新郷村大字戸来字中野平12-1 | 78-2119 |
| 五戸町消防団第1分団 | 分団長 | | | |
| 〃 第2分団 | 〃 | | | |
| 〃 第3分団 | 〃 | | | |
| 〃 第4分団 | 〃 | | | |
| 〃 第5分団 | 〃 | | | |
| 〃 第6分団 | 〃 | | | |
| 〃 第7分団 | 〃 | | | |
| 〃 第8分団 | 〃 | | | |
| 〃 第9分団 | 〃 | | | |
| 〃 第10分団 | 〃 | | | |
| 〃 第11分団 | 〃 | | | |
| 〃 第12分団 | 〃 | | | |
| 〃 上市川分団 | 〃 | | | |
| 〃 第15分団 | 〃 | | | |
| 〃 第16分団 | 〃 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | | |
| 〃 第17分団 | 〃 | | | |
| 〃 第18分団 | 〃 | | | |
| 〃 第19分団 | 〃 | | | |
| 〃 第20分団 | 〃 | | | |
| 〃 第21分団 | 〃 | | | |
| 〃 第22分団 | 〃 | | | |
| 〃 第23分団 | 〃 | | | |
| 〃 第24分団 | 〃 | | | |
| 〃 第25分団 | 〃 | | | |
| 〃 第26分団 | 〃 | | | |
| 〃 倉石1分団 | 〃 | | | |
| 〃 倉石2分団 | 〃 | | | |
| 〃 倉石3分団 | 〃 | | | |
| 〃 倉石4分団 | 〃 | | | |

イ. 災害情報の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 既にとった措置及び今後とろうとする措置
- (エ) その他災害応急対策上必要な事項

ウ. 町職員・五戸消防署職員の巡視

警報等が発令された場合は、町関係職員及び五戸消防署員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回するものとする。

被害の発生するおそれのある箇所等については、関係課と五戸署とで事前に協議し把握しておくものとする。

エ. 災害情報の報告

町長（総務課長）は、収集した情報を取りまとめ、県（防災消防課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は拡大する恐れがある段階

ア. 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査するものとする。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が把握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させるものとする。

調査にあたって正確を期するため、地区情報調査連絡員・その他関係者の協力を得て行うものとする。人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであるから、毎戸調査を原則として迅速かつ正確を期すものとする。

| 被害調査区分 | 調査担当責任者 | 協力団体名 |
|-----------------|-------------------------|----------------------------|
| 一般被害及び応急対策状況の総括 | 総務課長 | |
| 人・住家等の被害 | 総務課長 | 各地区行政連絡員・消防団各分団長 |
| 社会福祉関係被害 | 福祉課長 | 各施設の長 |
| 農林業関係被害 | 農林課長 | 土地改良区・農業協同組合・森林組合・各地区農事組合長 |
| 商工業関係被害 | 地域振興課長 | 商工会 |
| 土木関係被害 | 建設課長 | 各地区行政連絡員・施設の管理者 |
| 教育関係被害 | 教育委員会 学務課長 社会教育課長 | 小中学校長・PTA会長 |

イ. 被害状況の報告等

(ア) 八戸消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災消防課）及び国（消防庁防災情報室）に報告する。

| 組織名 | 回線種別 | 電話 | | ファックス | |
|------------------|----------------------|--------------------|----------------|--------------------|----------------|
| 防災 消防課 | NTT回線 | 017-734-9088 | | 017-722-4867 | |
| | | 017-734-9089 | | 017-734-8017 | |
| 017-773-6820 | | | | | |
| | 防災行政用 無線 | 8-801-1-2087 | | 8-801-7202 | |
| | | 8-801-1-2088 | | 8-801-7210 | |
| 消防庁 防災 情報室 | NTT回線 | 平日 (9:30~17:45) | 左記以外 (宿直室) | 平日 (9:30~17:45) | 左記以外 (宿直室) |
| | | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| | 地域衛星 通信ネット ワーク | 8-048-500-7527 | 8-048-500-7782 | 8-048-500-7537 | 8-048-500-7789 |

(イ) 各課は、収集した被害状況を県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁防災情報室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況の取りまとめ結果及び次の状況を県（防災消防課）に総合防災情報システム等により報告する。

- a. 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- b. 火災等の二次災害の発生状況・危険性
- c. 避難の必要の有無及び避難の状況
- d. 住民の動向
- e. その他災害の発生・拡大措置上必要な事項

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

（『火災・災害等即報要領』）

（１）火災等即報

ア. 交通機関の火災

航空機・列車・自動車の火災で次に掲げるもの。

- （ア）航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む）
- （イ）トンネル内車両火災
- （ウ）列車火災

イ. 危険物等に係る事故

- （ア）危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれのあるもの
- （イ）危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - a. 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれのあるもの
 - b. 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- （ウ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

（２）救急・救助事故即報

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が15人以上発生し、又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に掲げるもの。

- ア. 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ. バスの転落等による救急・救助事故
- ウ. ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

被害調査報告分担区分

| 調査・報告事項 | 様式 番号 | 調査分担区分 | 県への報告先 | |
|----------------|----------|--------|--------------------------------|---------|
| | | | 県出先機関経由 | 主管課 |
| 被害実態調査 | 1 | 庶務班 | | |
| 被害者名簿 | 2 | 〃 | | |
| 災害即報・災害確定報告 | 3 | 〃 | | 防災消防課 |
| 被害状況調 | 4 | 〃 | 三戸地方健康福祉こどもセンター | 健康福祉政策課 |
| 救助の実施状況 | 5 | 〃 | 「総務企画室」 | 健康福祉政策課 |
| 医療施設被害 | 6 | 医療庶務班 | 三戸地方健康福祉こどもセンター 「保健部・八戸保健所」 | 医療薬務課 |
| 廃棄物処理施設被害 | 7 | 福祉班 | | 環境政策課 |
| 生活衛生施設被害 | 8 | 保健衛生班 | 三戸地方健康福祉こどもセンター 「保健部・八戸保健所」 | 保健衛生課 |
| 水道施設被害 | 9 | 上下水道班 | 三戸地方健康福祉こどもセンター 「保健部・八戸保健所」 | 保健衛生課 |
| 水稻被害 | 10 | 農林畜産班 | 三戸地方農林水産事務所 | 農産園芸課 |
| りんご一般果樹被害 | 11 | 〃 | 〃 | りんご果樹課 |
| 畑作・やさい・桑樹・花き被害 | 11 | 〃 | 〃 | 農産園芸課 |
| 果樹類樹体被害 | 11 | 〃 | 〃 | りんご果樹課 |

| | | | | |
|--------------------------|----|-------|------------------------------------|--------------------------------|
| 畜産関係被害 | 12 | 農林畜産班 | 三戸地方農林水産事務所 | 畜産課 |
| 農業関係共同利用施設被害 | 13 | 〃 | 〃 | 構造政策課・ 農産園芸課・ りんご果樹課・畜産課 |
| 農業関係非共同利用施設被害 | 14 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 農業共同組合及び農業協同組合連合会の在庫品等被害 | 15 | 〃 | 〃 | 団体経営改善課 |
| 農地・農業用施設関係被害 | 16 | 農村整備班 | 〃(水利防災課) | 農村整備課 |
| 林業関係被害 | 17 | 農林畜産班 | 〃 | 林政課 |
| 商工業・観光施設被害 | 18 | 商工観光班 | | 商工政策課・文化観光推進課 |
| 土木施設被害 | 19 | 土木班 | 八戸県土整備事務所 | 河川砂防課・道路課・ 都市計画課 |
| 文教関係被害 | 20 | 学校教育班 | 三八教育事務所 | 教育庁教育政策課・ 総務学事課(私立学校) |
| 福祉施設被害 | 21 | 福祉班 | 三戸地方健康福祉こどもセンター 「福祉部・三戸地方福祉事務所」 | 健康福祉政策課 |
| その他の公共施設被害 | 22 | 当該各課 | | 担当課 |

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア. 総務課は災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4(様式編)により、災害状況を逐次県(防災消防課)に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- (ア) 被害の状況
 - (イ) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
 - (ウ) 避難所の設置状況
 - (エ) 避難生活の状況
 - (オ) 救護所の設置及び活動状況
 - (カ) 傷病者の収容状況
 - (キ) 観光客等の状況
 - (ク) 応急給水の状況
 - (ケ) その他
 - a. 当該市町村以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - b. 当該市町村以外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者・入所者の状況
 - c. その他
- イ. 被害認定基準
被害認定基準は次のとおりとする。

| 区分 | | 認定基準 |
|------|------------|--|
| 人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。 |
| | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 |
| | 重傷者 軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。 |

| | | |
|----------------------------|------------------|--|
| 住 家 被 害 | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| | 世帯 | 生計を一にしている実際の生活単位。 |
| | 住家全壊 (全焼・全流失) | 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家の全部が倒壊・流失・埋没・焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 |
| | 住家半壊 (半焼) | 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 |
| | 一部破損 | 全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。 |
| | 床上浸水 | 全壊(焼)・流出及び半壊には該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住不能なもの。 |
| | 床下浸水 | 床上浸水に至らないで浸水したもの。 |
| 非 住 家 被 害 | 非住家 | 住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署・学校・病院・公民館・神社・仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |
| | 公共建物 | 役場庁舎・公民館・公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 |
| | その他 | 公共建物以外の倉庫・土蔵・車庫等とする。 |
| そ の 他 の 被 害 | 田の流失・埋没 | 田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のために耕作不能となったものとする。 |
| | 田の冠水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 |
| | 畑の流失・埋没 及び冠水 | 田の例に準ずる。 |
| | 文教施設 | 小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・盲学校・ろう学校・養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 |
| | 道路 | 道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 |
| | 橋梁 | 道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋とする。 |
| | 河川 | 河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防・護岸・床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 |

| | | |
|--------------------|-------|---|
| その他 の 被 害 | 砂防 | 砂防法に第1条規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 |
| | 廃棄物処理 | ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。 |
| | 電話 | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。 |
| | 電気 | 災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。 |
| | 水道 | 上水道又は簡易水道で断滅水している戸数のうち、最も多く断滅水した時点における戸数とする。 |
| | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 |
| | ブロック塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 |
| 被災世帯 | | 災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 |
| 被災者 | | 被災世帯の構成員とする。 |
| 公立文教施設 | | 公立の文教施設とする。 |
| 農林水産業施設 | | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には農地・農業用施設・林業用施設・漁業用施設及び共同利用施設とする。 |
| 公共土木施設 | | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港及び下水道とする。 |
| 公共施設被害 | | 公立文教施設・農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい例えば庁舎・公民館・児童館・都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 |
| その他 | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい例えばビニールハウス・農産物等の被害とする。 |
| | 林産被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい例えば立木・苗木等の被害とする。 |
| | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい例えば家畜・畜舎等の被害とする。 |
| | 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば工業原料・商品・生産機械器具等の被害とする。 |

- ・戸数を報告する。または棟数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物、又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- ・損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3. 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。

総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災消防課）に報告する。

4. 報告の方法及び要領

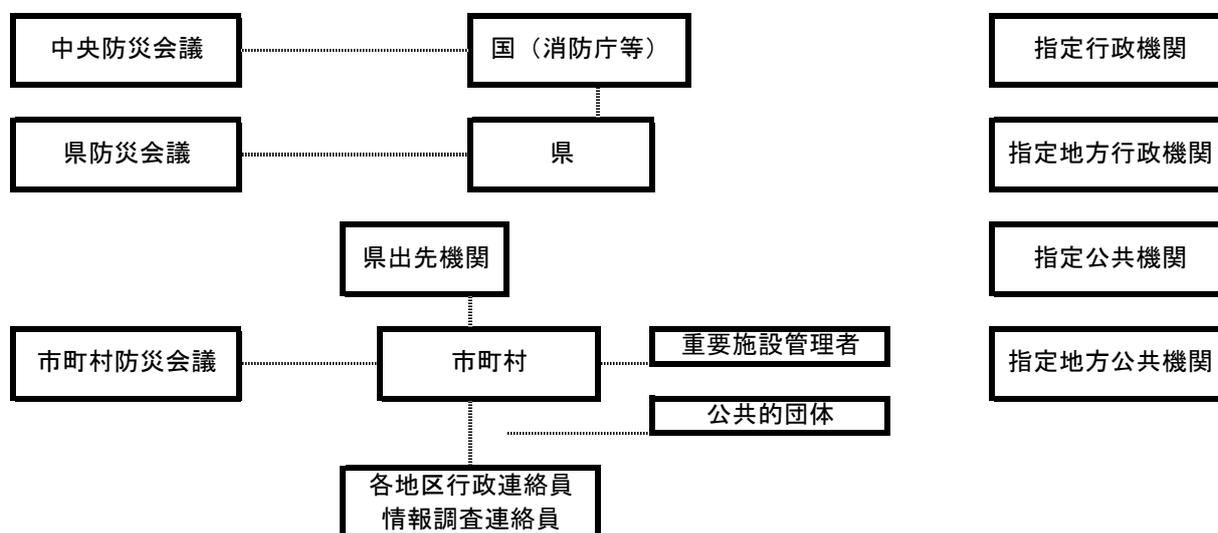
(1) 方法

- ア. 被害状況等の報告は、総合防災情報システム・有線・無線電話・ファックス・電報等最も迅速確実な方法により行うものとする。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。
- イ. 有線が途絶した場合は、防災行政用無線・総合防災情報システム・警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ. 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

- ア. 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。
- イ. 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- ウ. 被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者・住家被害を優先させる。
- エ. 県への報告に当たっては、防災GIS端末の管理システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請・自衛隊の派遣申し出・資機材の応援要請等についても管理システムを利用して行うものとする。

5. 情報の収集・報告の系統図



第3節 通信連絡

風水害等の災害に関する予警報、及び災害応急対策に必要な指示・命令等の受伝達の迅速かつ確実を期するため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものとする。

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て町長が行うものとする。

2. 電気通信設備の利用

町長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話の手続きにより通信を確保するが設備の被害その他によりその利用が制限される場合は「非常（緊急）通話」又は「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の優先利用を図るものとする。

| 通信依頼先 | 依頼方法 | 指定電話 | 担当責任者 | 手続 |
|------------|------|-------------|-------|--|
| 東日本電信電話(株) | 非常通話 | 62-6316 | 総務課長 | ・申し込み受付番号は102番 ・申し込みの際の通告事項(通話の種類、発信機関名、発信・通信先電話番号、通話内容) |
| | 緊急通話 | 62-6317 FAX | | |
| | 非常電報 | | 総務課長 | ・申し込み受付番号は115番 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる 又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする ・必要理由、事情を告げる |
| | 緊急電報 | | | |

なお、災害時において電話がふくそうした場合は、東日本電信電話(株)から指定を受けた災害時優先電話(総務課設置)を活用し、通信連絡を行うものとする。

3. 無線等施設の利用

災害時において電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話施設を利用して通信を確保するものとする。

(1) 町有無線設備

町有無線設備は、防災行政用無線(第3章第1節「防災業務施設・設備等の整備」による)として、別に定める五戸町行政無線設備及び管理に関する規定及び五戸町広報無線設備及び管理に関する規定に基づいて運用するものとする。

| 無線の種類別 | 呼出名称 | 周波数及び空中線電力 | 台数 | 備考 |
|--------|------------------|---------------|----|----|
| 基地局 | ぼうさいごのへ | 146.02MHz 10W | 1 | |
| 車載無線 | ぼうさいごのへ 1・2・3・4 | 146.02MHz 10W | 4 | |
| 携帯無線 | ぼうさいごのへ 19・20 | 146.02MHz 5W | 2 | |
| 〃 | ぼうさいごのへ 21・22 | 146.02MHz 10W | 2 | |
| 基地局 | ぼうさいくらいし | 146.02MHz 5W | 1 | |
| 車載無線 | ぼうさいくらいし 1~5 | 146.02MHz 10W | 5 | |
| 〃 | ぼうさいくらいし 6~9 | 146.02MHz 10W | 4 | |
| 携帯無線 | ぼうさいくらいし 101 | 146.02MHz 10W | 1 | |
| 〃 | ぼうさいくらいし 102~108 | 146.02MHz 5W | 7 | |

(2) 県防災行政用無線設備

県の防災行政用無線は、県(災対本部)と各市町村を接続しており、連絡系統は第3章第1節「防災業務施設・設備等の整備」のとおりである。

(3) 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、概ね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用するものとし、この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておくものとする。

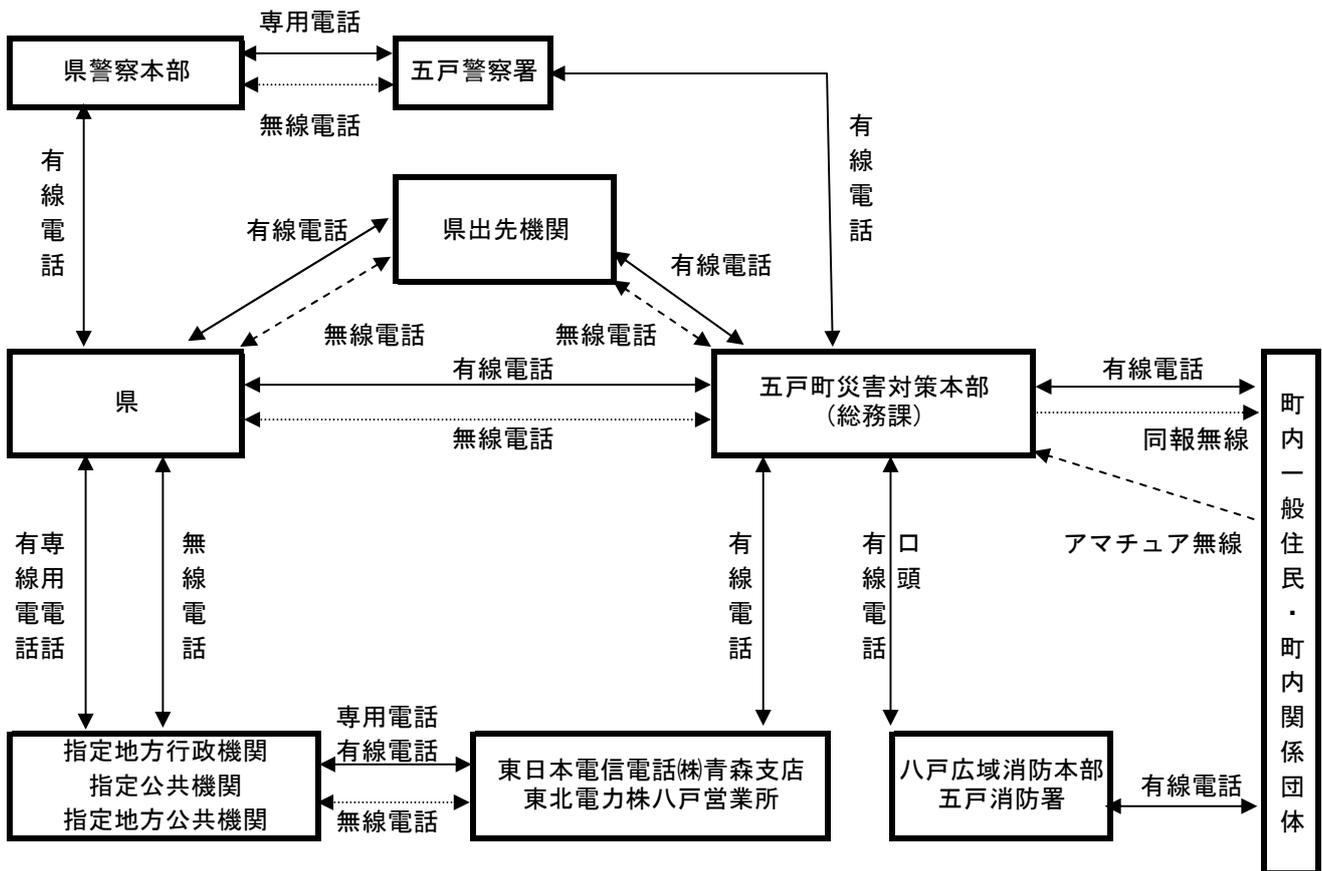
| 無線通信施設 | 通信依頼先 | 通信依頼先所在地 | 連絡責任者 | 備考 |
|---------|-------------------------------|------------------|-------|-------------------------------------|
| 消防無線 | 五戸消防署 | 五戸町字大渡11-1 | 総務課長 | |
| 警察無線 | 五戸警察署 | 五戸町字下モ沢向13-6 | 総務課長 | 交番・駐在所の設備含 ※東北地方非常通信協議会 設定ルート |
| 東北電力無線 | 東北電力(株)八戸営業所 | 八戸市大字堤町11-2 | 総務課長 | |
| アマチュア無線 | 日本赤十字社青森県支部 アマチュア無線奉仕団五戸分団 | 五戸町大字倉石中市字寺後35-1 | 総務課長 | |

(4) 専用通信施設の利用

電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、概ね次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとし、この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておくものとする。

| 専用通信施設 | 通信依頼先 | 通信依頼先所在地 | 連絡責任者 | 備考 |
|--------|-------|--------------|-------|------------|
| 警察電話 | 五戸警察署 | 五戸町字下モ沢向13-6 | 総務課長 | 交番・駐在所の設備含 |
| 消防電話 | 五戸消防署 | 五戸町字大渡11-1 | 総務課長 | |

4. 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため観光客等にも配慮しながら、災害情報・事前措置・住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させるため災害情報を総括する班を設けるとともに、災害が終息したときは必要に応じて住民相談室を開設するものとする。
- (2) 防災関係機関はそれぞれの所掌により、一般住民等に対し災害情報等の周知に努めるものとする。

2. 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

| 区分 | 責任者 | 広報先 | 連絡方法 | 備考 |
|--------|--------------------------|----------------------------|---|----|
| 広報総括班長 | 総務課長 | | | |
| 広報総括班員 | 総務課 総務課 総務課 総務課 | 住民 報道機関 防災関係機関 庁内 | 広報車・無線放送・ラジオ・テレビ 口頭・文書 有線電話・無線電話・無線放送 庁内放送・庁内電話・口頭 | |

3. 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努めるものとする。
- (2) 町の実施する広報は、広報総括班長（総務課長）に連絡するものとする。
- (3) 広報総括班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告・記録等に供する写真の収集又は撮影に努めるものとする。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア. 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ. 災害の概況
 - ウ. 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ. 避難の勧告・指示
 - オ. 電気・ガス・水道等供給の状況
 - カ. 防疫に関する事項
 - キ. 火災状況
 - ク. 医療救護所の開設状況
 - ケ. 給食・給水の実施状況
 - コ. 道路・河川等の公共施設の被害状況
 - サ. 道路交通等に関する事項
 - シ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - ス. 一般的な住民生活に関する情報
 - セ. 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
 - ソ. その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
 - ア. 報道機関への発表資料は広報総括班長が取りまとめるものとする。
 - イ. 発表に際しては、できるだけ日時・場所・目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表するものとする。
- (6) 住民への広報
住民に対する広報は、概ね次の方法により迅速・的確に行うものとする。
 - ア. 同報無線・有線放送等の施設による広報
 - イ. 広報車による広報
 - ウ. 報道機関による広報
 - エ. 広報紙の掲示・配布
 - オ. 避難所への職員の派遣
 - カ. その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用など

4. 住民相談室の開設等

- (1) 災害が終息したときは、必要に応じ福祉課長は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努めるものとする。
- (2) 町長は、災害種別ごとの安否情報について、県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により、広報するよう努めるものとする。
また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル（171番）の活用を住民に周知するよう努める。

5. 避難所への情報提供

避難所への情報ルートを確立し、伝達手段（掲示板・広報資料・広報紙・電話・ファックス・インターネットのホームページや電子メール等）を確保して必要な情報を提供する。

第 5 節 避難

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させ、必要に応じ避難所に收容し、人命保護と避難者の援護を図るものとする。

1. 実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告・指示並びに避難所の開設及び收容保護は町長が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が実施する。

| 実施責任者 | 内容（要件） | 根拠法 |
|----------------------------|---|------------------------------------|
| 町長 | 災害全般についての避難の勧告及び指示 | ・ 災害対策基本法第 60 条 |
| 警察官 | 災害全般（ただし、町長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認められるとき、又は町長から要求があったとき） | ・ 災害対策基本法第 61 条 ・ 警察官職務執行法第 4 条 |
| 知事 | 災害全般（ただし、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき） | ・ 災害対策基本法第 60 条 |
| 自衛官 | 災害全般（警察官がその場にいない場合に限る） | ・ 自衛隊法第 94 条 |
| 知事又はその命を受けた職員 水防管理者（町長） | 洪水の氾濫についての避難の指示 | ・ 水防法第 22 条 |
| 知事又はその命を受けた職員 | 地すべりについての避難の指示 | ・ 地すべり等防止法第 25 条 |

(2) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

| 実施責任者 | 内容（要件） | 根拠法 |
|--------------------------|---|----------------------------|
| 町長 | 災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき | ・ 災害対策基本法第 63 条 |
| 警察官 | 災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき 又はこれらの者から要求があったとき | ・ 災害対策基本法第 63 条 |
| 災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官 | 災害全般 同上の場合においても、町長等及び警察官がその場にいないとき | ・ 災害対策基本法第 63 条 |
| 消防吏員又は消防団員 | 水害を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき | ・ 消防法第 28 条 ・ 消防法第 36 条 |
| 水防団長・水防団員又は 消防機関に属する者 | 洪水 水防上緊急の必要がある場合 | ・ 水防法第 14 条 |

2. 避難の勧告・指示の基準

住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討しおおむね次の基準により行う。
特に、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難の勧告・指示等を行う。

| 種別 | 基準 |
|--------|---|
| 避難準備情報 | ア. 気象予警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断される とき イ. 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備 することが適当であるとき ウ. 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する災害時要援護者等に対する避 難行動支援対策を行う必要があるとき |
| 避難勧告 | ア. 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき イ. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、自前に避難を要すると判断されるとき |
| 避難指示 | ア. 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められるとき イ. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき |

3. 避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法・内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

(1) 周知徹底の方法・内容

ア. 避難指示等の伝達は、最も迅速的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法によ
るものとする。

(ア) 信号（警鐘・サイレン）により伝達する

洪水による避難の勧告・指示は、次の信号による

| 警鐘信号 | サイレン信号 | | |
|------|------------|------------|------------|
| 乱打 | 約1分 ○—— | 約5秒 休 止 | 約1分 ○—— |

(イ) ラジオ・テレビ放送により伝達する

(ウ) 同報無線・有線放送により伝達する

(エ) 広報車により伝達する

(オ) 情報連絡員（等）による戸別訪問・マイク等により伝達する

(カ) 電話により伝達する

イ. 町長等避難の勧告・指示をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

(ア) 避難が必要である状況

(イ) 危険区域

(ウ) 避難対象者

(エ) 避難経路

(オ) 避難所

(カ) 移動方法

(キ) 避難時の留意事項

(参考) 行政連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底するものとする。

・戸締り、火気の始末を完全にすること

・携帯品は、必要な最小限のものにすること

(食料・水筒・タオル・チリ紙・着替え・懐中電灯・携帯ラジオ・毛布等)

・服装はなるべく軽装とし、帽子・雨具・防寒衣等を携行すること

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア. 避難の勧告又は指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。



(ア) 町長が避難を勧告し、若しくは指示したとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

a. 避難勧告等を発令した場合

- 災害等の規模及び状況
- 避難の勧告又は指示をした日時
- 勧告又は指示した地域
- 対象世帯数及び人員
- 避難所開設予定箇所数

b. 避難勧告等を解除した場合

- 避難の勧告又は指示を解除した日時

(イ) 警察官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

(ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を五戸警察署長に通知するものとする。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を五戸警察署長に通知するものとする。

イ. 避難の勧告又は指示を行ったときはアのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力するものとする。

ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知するものとする。

4. 避難方法

避難の勧告・指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア. 避難の勧告又は指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所になるべく一定地域又は自治会ごとにこれを行うものとする。

イ. 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄り最も安全と思われる場所への自主的避難に努めるものとする。

(2) 避難誘導方法

ア. 避難の勧告又は指示が出された場合は、警察署及び消防署は町と協力して、あらかじめ指定された避難所に住民を誘導する。

イ. 事前に安全な誘導経路について検討し、危険地点には標示・縄張り等をするほか、誘導員を配置して引き連れ法・指差し法のいずれか、あるいは併用により誘導し事故防止に努める。特に、夜間の場合は照明等によって誘導の安全を確保する。

ウ. 浸水地域においては、必要に応じて舟艇・ロープ等の資材を使用し避難誘導の適正を期するものとする。

エ. 介添えを要する者がいるとき、又は避難所が遠い場合には状況に応じて車両等により移送する。

オ. 高齢者・幼児・傷病者・婦女子等は、早目に避難させる。

(3) 避難誘導に関する協力

ア. 町長は、地域住民の安全避難を促進するため必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施する。

イ. 防災関係機関は、避難道路等において地域住民の安全避難に障害となるような事態が発生した場合には、それぞれ関係機関において応急措置をなし、その安全確保に努めるものとする。

ウ. 自主防災組織及び自治会等においては、地域住民の集団避難を促進し、町及び防災関係機関の活動の協力を努めるものとする。

5. 避難所の事前指定等

(1) 避難所等は次のとおりである。なお、災害の状況により予定避難所が使用できない場合は、一部変更するものとする。

(ア) 屋外避難所

| 整理 番号 | 収容地区 地区名 | 地区人口 人 | 施設名 | 管理者 電話番号 | 避難誘導員 | 施設の面積 ㎡ | 給水・炊飯施設の有無 | |
|----------|-----------------------|-----------|-----------------------------------|-----------------------|-------|------------|------------|----|
| | | | | | | | 給水 | 炊飯 |
| 1 | 上大町・荒町の一部 | 565 | 稲荷神社境内 | 自治会長 | 役場職員 | 200 | 無 | 無 |
| 3 | 上大町・新町・ 下大町の一部 | 1,467 | 歴史未来パーク駐車場 | 図書館長 61-1040 | 〃 | 2,910 | 〃 | 〃 |
| 4 | 下大町の一部・ 博労町の一部 | 887 | 町立公民館駐車場 | 公民館長 62-5111 | 〃 | 1,700 | 〃 | 〃 |
| 5 | 下大町の一部・ 博労町の一部 | 2,169 | 五戸小学校グラウンド | 学校長 62-2820 | 〃 | 12,523 | 〃 | 〃 |
| 6 | 下大町の一部 博労町の一部 | 886 | 社会福祉センター駐車場 | 福祉協議会長 62-2547 | 〃 | 350 | 〃 | 〃 |
| 7 | 下大町の一部 ・ひまわり | 373 | 役場駐車場 | 役場総務課 62-2111 | 〃 | 10,539 | 〃 | 〃 |
| 8 | 新町の一部 | 829 | 立場公園 | 自治会長 | 〃 | 1,600 | 〃 | 有 |
| 9 | 川原町の一部 | 437 | 五戸高校グラウンド | 学校長 | 〃 | 23,667 | 〃 | 〃 |
| 10 | 川原町の一部 | 437 | 川原町広場 | 自治会長 | 〃 | 1,200 | 無 | 〃 |
| 11 | ひばり野・博労町の一部 | 1,256 | 五戸中学校グラウンド | 学校長 | 〃 | 16,083 | 有 | 無 |
| 12 | 蛭川・石仏・ 根前・下新井田 | 1,215 | 蛭川小学校グラウンド | 学校長 62-2854 | 〃 | 10,383 | 〃 | 〃 |
| 13 | 大森・大久木・佐野 切谷内・粒ヶ谷地 | 1,632 | 切谷内小学校グラウンド | 学校長 68-2203 | 〃 | 7,832 | 〃 | 〃 |
| 14 | 菖蒲川・上区・中区 | 1,256 | 川内中学校グラウンド | 学校長 | 〃 | 15,744 | 〃 | 〃 |
| 15 | 北市川・下区・ 池ノ堂・石呑 | 1,891 | 上市川小学校グラウンド | 学校長 68-2202 | 〃 | 7,966 | 〃 | 〃 |
| 16 | 岩ノ脇・豊間内 志戸岸 | 1,074 | 豊間内小学校グラウンド | 学校長 62-6363 | 〃 | 6,247 | 〃 | 〃 |
| 17 | 野沢・扇田 浅水下の一部 | 663 | 南小学校グラウンド 五戸南霊園 | 学校長 67-2006 | 〃 | 13,919 | 〃 | 〃 |
| 18 | 浅水下の一部・ 浅水上の一部 | 287 | 浅水活性化センター駐車場 | 浅田支所長 67-2111 | 〃 | 243 | 〃 | 有 |
| 19 | 浅水上の一部・ 北向・関口 | 249 | 浅田青果市場駐車場 | 市場長 67-2010 | 〃 | 400 | 〃 | 無 |
| 20 | 上豊川・下豊川 | 192 | 豊川小学校跡地 | 自治会長 | 〃 | 300 | 無 | 〃 |
| 21 | 手倉橋・荷軽井 | 287 | 手倉橋農村公園 | 自治会長 | 〃 | 1,500 | 有 | 〃 |
| 22 | 全域 | 18,177 | ひばり野公園ｽﾎﾟｰﾂ交流センター駐車場 ・五戸ドｰﾑ駐車場 | ｽﾎﾟｰﾂ公事務局長 62-2301 | 〃 | 161,406 | 〃 | 有 |
| 23 | 槍沢・鳥沼新田 | 172 | 槍沢・鳥沼新田農村公園 | 役場 | 〃 | 400 | 〃 | 〃 |
| 24 | 石沢 | 708 | 石沢小学校グラウンド | 学校長 | 〃 | 10,000 | 〃 | 〃 |
| 25 | 一ノ坪 | 69 | 高村由蔵宅前 | | 〃 | 100 | 〃 | 〃 |
| 26 | 風原平 | 28 | 風原平集会所前 | 自治会長 | 〃 | 80 | 〃 | 〃 |
| 27 | 清三久保・駒袋 | 36 | 清駒地区開発婦人ホーム前 | 自治会長 | 〃 | 50 | 〃 | 〃 |
| 28 | 中市 | 657 | 中市小学校グラウンド | 学校長 | 〃 | 5,600 | 〃 | 〃 |
| 29 | 中市 | | 倉石コミュニティセンター駐車場 | 役場 | 〃 | 1,800 | 〃 | 〃 |
| 30 | 中市・浦田 | | 倉石中学校グラウンド | 学校長 | 〃 | 12,300 | 〃 | 〃 |
| 31 | 浦田 | 182 | 浦田協和館前 | 自治会長 | 〃 | 400 | 〃 | 〃 |
| 32 | 小渡 | 217 | 三戸郡福祉事務組合グラウンド | 事務局長 | 〃 | 2,000 | 〃 | 〃 |
| 33 | 向平・松山 | 138 | 向松振興館前 | 自治会長 | 〃 | 50 | 〃 | 〃 |
| 34 | 大久保 | 34 | 大久保水道揚水場前 | 自治会長 | 〃 | 50 | 〃 | 〃 |
| 35 | 横倉 | 26 | 横倉文化センター前 | 自治会長 | 〃 | 50 | 〃 | 〃 |
| 36 | 山田・太田 | 86 | 山田平 | | 〃 | 5,000 | 〃 | 〃 |
| 37 | 谷地中・太田 | 258 | 上谷地広場 | | 〃 | 800 | 〃 | 〃 |
| 38 | 北向 | 138 | 北向農村公園 | 役場 | 〃 | 600 | 〃 | 〃 |
| 39 | 沼沢 | 55 | 沼沢集会所前 | 自治会長 | 〃 | 500 | 〃 | 〃 |
| 40 | 鎗水 | 82 | 本田良徳宅上ミ(畑) | | 〃 | 200 | 〃 | 〃 |
| 41 | 館町 | 235 | 小笠原義高宅前 | | 〃 | 200 | 〃 | 〃 |
| 42 | 宮台 | 92 | 又重小学校グラウンド | 学校長 | 〃 | 9,600 | 〃 | 〃 |
| 43 | 古川代 | 150 | 古川代農村公園 | 役場 | 〃 | 400 | 〃 | 〃 |
| 44 | 森田 | 120 | 森山進下モ(畑) | | 〃 | 200 | 〃 | 〃 |
| 45 | 冬名 | | 冬名集落入口交差点(道路) | | 〃 | 80 | 〃 | 〃 |
| 46 | 平成 | 33 | 佐々木芳弥宅前(畑) | | 〃 | 200 | 〃 | 〃 |

(イ) 屋内避難所

①小中高等学校

| 整理 番号 | 収容地区 | | 施設名 | 所在地 | 収容可 能人員 | 管理者 電話番号 | 避難誘導員 | 施設の 構造・面積 | 給水・炊飯施設の有無 | |
|----------|--|--------------|-----------------|----------|------------|-----------------|-------|--------------|------------|----|
| | 地区名 | 地区人口 | | | | | | | 給水 | 炊飯 |
| 1 | 上大町・下大町・新町・ 博労町・荒町・ひまわり | 7301 | 五戸小学校 | 天満後 | 1007 | 学校長 62-2820 | 役場職員 | S 1,661 | 有 | 有 |
| 2 | 蛭川・石仏・ 根前・下新井田 | 1215 | 蛭川小学校 | 熊野林 | 448 | 学校長 62-2854 | 〃 | R C 740 | 〃 | 〃 |
| 3 | 大森・大久木・佐野・ 切谷内・粒ヶ谷地 | 1632 | 切谷内小学校 | 高田川原 | 519 | 学校長 68-2203 | 〃 | R C 857 | 〃 | 〃 |
| 4 | 北市川・下区 池ノ堂・石呑 | 1891 | 上市川小学校 | 御兵糧 | 523 | 学校長 68-2202 | 〃 | R C 863 | 〃 | 〃 |
| 5 | 豊間内・志戸岸 岩ノ脇 | 1074 | 豊間内小学校 | 五ヶ久保 | 517 | 学校長 62-6363 | 〃 | R C 853 | 〃 | 〃 |
| 6 | 野沢・扇田・浅水上・浅水・ 北向・関口・上豊川・ 下豊川・手倉橋・荷軽井 | 1678 | 南小学校 | 十海塚 | 551 | 学校長 67-2006 | 〃 | R C 909 | 〃 | 〃 |
| 7 | ひばり野 | 1256 | 五戸中学校 | 地藏平 | 2088 | 学校長 62-2228 | 〃 | R C 3,445 | 〃 | 〃 |
| 8 | 菖蒲川・上区 中区 | 1256 | 川内中学校 | 赤川々原 | 856 | 学校長 68-2201 | 〃 | R C 1,412 | 〃 | 〃 |
| 9 | 川原町 | 874 | 五戸高等学校 | 根岸 | 1952 | 学校長 62-2828 | 〃 | R C 3,220 | 〃 | 〃 |
| 10 | 倉石石沢地区 | 1013 | 石沢小学校 | 石沢72 | 303 | 学校長 77-2775 | 〃 | R C 501 | 〃 | 〃 |
| 11 | 倉石中市地区 | 1254 | 中市小学校 | 田茂平40 | 381 | 学校長 77-2006 | 〃 | R C 630 | 〃 | 〃 |
| 12 | 倉石又重地区 | 1249 | 又重小学校 | 上川原110-1 | 360 | 学校長 77-2008 | 〃 | R C 595 | 〃 | 〃 |
| 13 | 倉石中市地区 | 1254 | 倉石中学校 | 上ミ平36 | 587 | 学校長 77-2022 | 〃 | R C 969 | 〃 | 〃 |
| 14 | 倉石石沢地区 倉石中市地区 | 1013 1254 | 三戸郡福祉 事務組合施設 | 小渡88-2 | 202 | 事務局長 77-2368 | 〃 | R C 334 | 〃 | 〃 |

②公民館・集会所等

| 整理 番号 | 収容地区 | | 施設名 | 所在地 | 収容可 能人員 | 管理者 電話番号 | 避難誘導員 | 施設の 構造・ 面積 | 給水・炊飯施設の有無 | |
|----------|------------------|-------|---------------------|--------|------------|-------------------|-------|------------------|------------|----|
| | 地区名 | 地区人口 | | | | | | | 給水 | 炊飯 |
| 15 | 上大町の一部 | 440 | 上大町自治会館 | 狐森 | 108 | 自治会長 | 行政連絡員 | 179 | 有 | 有 |
| 16 | 荒町の一部 | 125 | 荒町自治会館 | 愛宕後 | 33 | 〃 | 〃 | 55 | 〃 | 〃 |
| 17 | 上大町の一部 荒町の一部 | 565 | 町立図書館 | 館 | 60 | 図書館長 61-1040 | 〃 | 100 | 〃 | 無 |
| 18 | 下大町の一部 博労町の一部 | 2,169 | 町立公民館 (体育センター含む) | 下モ沢向 | 774 | 公民館長 62-5111 | 〃 | 1,280 | 〃 | 有 |
| 19 | 新町の一部 博労町の一部 | 1,289 | 地区公民館 | 新町 | 92 | 商工会 62-3151 | 〃 | 154 | 〃 | 〃 |
| 20 | 下大町の一部 | 393 | 下大町自治会館 | 下タノ沢 | 24 | 自治会長 | 〃 | 40 | 〃 | 〃 |
| 21 | 新町の一部 | 829 | 新町自治会館 | 新町 | 23 | 〃 | 〃 | 39 | 〃 | 〃 |
| 22 | 川原町 | 874 | 川原町自治会館 | 川原町 | 114 | 〃 | 〃 | 190 | 〃 | 〃 |
| 23 | 博労町の一部 | 461 | 博労町自治会館 | 下タノ沢 | 47 | 〃 | 〃 | 79 | 〃 | 〃 |
| 24 | 下大町の一部 博労町の一部 | 853 | 社会福祉センター | 鍛冶屋窪上ミ | 120 | 福祉協議会長 62-2547 | 〃 | 198 | 〃 | 〃 |
| 25 | 下新井田 | 132 | 下新井田集会所 | 下新井田 | 24 | 自治会長 | 〃 | 40 | 〃 | 〃 |
| 26 | 蛭川 | 462 | 蛭川公会堂 | 蛭川 | 44 | 〃 | 〃 | 74 | 〃 | 〃 |
| 27 | 石仏 | 312 | 八区自治会館 | 石仏 | 32 | 〃 | 〃 | 54 | 〃 | 〃 |
| 28 | 根前 | 309 | 根前自治会館 | 越掛沢 | 30 | 〃 | 〃 | 50 | 〃 | 〃 |
| 29 | ひばり野 | 1,256 | ひばり野自治会館 | 地蔵平 | 31 | 〃 | 〃 | 52 | 〃 | 〃 |
| 30 | ひまわり | 177 | ひまわり集会所 | 鍛冶屋窪 | 36 | 〃 | 〃 | 60 | 〃 | 〃 |
| 31 | 大森 | 100 | 大森集会所 | 大森 | 30 | 〃 | 〃 | 50 | 〃 | 〃 |
| 32 | 大久木 | 65 | 大久木集会所 | 大久木 | 20 | 〃 | 〃 | 33 | 〃 | 〃 |
| 33 | 佐野 | 402 | 佐野集会所 | 淋代 | 36 | 〃 | 〃 | 60 | 〃 | 〃 |
| 34 | 切谷内 | 808 | 切谷内公民館 | 向田 | 82 | 〃 | 〃 | 136 | 〃 | 〃 |
| 35 | 粒ヶ谷地 | 257 | 粒ヶ谷地研修館 | 粒ヶ谷地 | 62 | 〃 | 〃 | 103 | 〃 | 〃 |
| 36 | 菖蒲川の一部 | 263 | 菖蒲川自治会館 | 中菖蒲川 | 30 | 〃 | 〃 | 50 | 〃 | 〃 |
| 37 | 菖蒲川の一部 ・上区の一部 | 457 | 農村環境改善センター | 中坪 | 265 | 川内支所長 68-2111 | 〃 | 438 | 〃 | 〃 |
| 38 | 上区の一部 | 193 | 上区研修館 | 前田 | 64 | 自治会長 | 〃 | 106 | 〃 | 〃 |
| 39 | 中区 | 343 | 中区公民館 | 明神平 | 91 | 〃 | 〃 | 150 | 〃 | 〃 |
| 40 | 下区 | 537 | 下区集会所 | 上市川 | 36 | 〃 | 〃 | 60 | 〃 | 〃 |
| 41 | 北市川 | 294 | 北市川集会所 | 家ノ後 | 82 | 〃 | 〃 | 136 | 〃 | 〃 |
| 42 | 池ノ堂 | 316 | 池ノ堂自治会館 | 畑田 | 50 | 〃 | 〃 | 83 | 〃 | 〃 |
| 43 | 石呑 | 744 | 石呑生活館 | 林ノ上 | 60 | 〃 | 〃 | 99 | 〃 | 〃 |
| 44 | 岩ノ脇 | 137 | 岩ノ脇集会所 | 岩ノ脇 | 24 | 〃 | 〃 | 40 | 〃 | 〃 |
| 45 | 豊間内・志戸岸 の一部 | 718 | 豊間内地区コミュ ニティセンター | 豊間内 | 213 | 管理委員長 62-6375 | 〃 | 352 | 〃 | 〃 |
| 46 | 志戸岸の一部 | 219 | 志戸岸自治会館 | 志戸岸 | 32 | 自治会長 | 〃 | 53 | 〃 | 〃 |
| 47 | 野沢 | 236 | 野沢自治会館 | 野沢 | 36 | 〃 | 〃 | 58 | 〃 | 〃 |
| 48 | 扇田 | 241 | 扇田住民会館 | 高屋敷 | 86 | 〃 | 〃 | 142 | 〃 | 〃 |
| 49 | 浅水下の一部 | 185 | 浅水自治会館 | 浅水 | 51 | 〃 | 〃 | 85 | 〃 | 〃 |
| 50 | 浅水上の一部 | 102 | 浅水上自治会館 | 浅水 | 31 | 〃 | 〃 | 52 | 〃 | 〃 |

| 整理 番号 | 収容地区 | | 施設名 | 所在地 | 収容可 能人員 | 管理者 電話番号 | 避難誘導員 | 施設の 構造 ・面積 | 給水・炊飯施設の有無 | |
|----------|------------------|----------|--------------|---------|------------|------------------|-------|-----------------------|------------|----|
| | 地区名 | 地区人口 | | | | | | | 給水 | 炊飯 |
| 51 | 浅水下の一部 浅水上の一部 | 人 288 | 浅水活性化センター | 浅水 | 人 310 | 浅田支所長 67-2111 | 行政連絡員 | m ² 512 | 有 | 有 |
| 52 | 上豊川 | 118 | 上豊川集会所 | 豊川窪 | 48 | 自治会長 | 〃 | 79 | 〃 | 〃 |
| 53 | 下豊川 | 74 | 下豊川集会所 | 上久保 | 48 | 〃 | 〃 | 79 | 〃 | 〃 |
| 54 | 北向 | 100 | 北向集会所 | 北向 | 33 | 〃 | 〃 | 54 | 〃 | 〃 |
| 55 | 関口 | 47 | 関口集会所 | 関口 | 16 | 〃 | 〃 | 29 | 〃 | 〃 |
| 56 | 手倉橋 | 145 | 手倉橋自治会館 | 手倉橋 | 36 | 〃 | 〃 | 59 | 〃 | 〃 |
| 57 | 荷軽井 | 142 | 荷軽井自治会館 | 荷軽井 | 36 | 〃 | 〃 | 59 | 〃 | 〃 |
| 58 | 全域 | 18,177 | 五戸ドーム | 地藏平 | 2,134 | ※公事務局長 | 〃 | 3,522 | 〃 | 無 |
| 59 | 石沢地域 | 1,013 | 石沢駒踊伝承館 | 石沢72-1 | 95 | 役場 | 〃 | 158 | 〃 | 有 |
| 60 | 中市地域 | 1,254 | 五戸町保健福祉センター | 幸神道前15 | 189 | 〃 | 〃 | 312 | 〃 | 〃 |
| 61 | 中市地域 | 1,254 | 倉石中市児童館 | 上ミ平63-1 | 78 | 〃 | 〃 | 129 | 〃 | 〃 |
| 62 | 又重地域 | 1,249 | 倉石温泉 | 上川原153 | 107 | 〃 | 〃 | 178 | 〃 | 〃 |
| 63 | 旧倉石全域 | 3,516 | 倉石コミュニティセンター | 上ミ平20-4 | 581 | 〃 | 〃 | 959 | 〃 | 〃 |
| 64 | 旧倉石全域 | 3,516 | 倉石スポーツセンター | 幸神94-1 | 597 | 〃 | 〃 | 986 | 〃 | 〃 |
| 65 | 鳥沼新田地区 | 64 | 鳥沼新田文化センター | 鳥沼新田18 | 24 | 自治会長 | 〃 | 40 | 〃 | 〃 |
| 66 | 槍沢地区 | 108 | 槍沢和栄館 | 槍沢76 | 36 | 〃 | 〃 | 60 | 〃 | 〃 |
| 67 | 石沢地区 | 1,013 | 石沢地区公民館 | 石沢107 | 103 | 〃 | 〃 | 171 | 〃 | 〃 |
| 68 | 一ノ坪地区 | 69 | 一ノ坪文化センター | 平山23-39 | 21 | 〃 | 〃 | 35 | 〃 | 〃 |
| 69 | 風原平地区 | 28 | 風原平文化センター | 外山40-2 | 15 | 〃 | 〃 | 25 | 〃 | 〃 |
| 70 | 清駒地区 | 36 | 清駒地区開発婦人ホーム | 清三久保7-1 | 16 | 〃 | 〃 | 28 | 〃 | 〃 |
| 71 | 中市地区 | 655 | 中市共栄館 | 田茂平64 | 60 | 〃 | 〃 | 100 | 〃 | 〃 |
| 72 | 浦田地区 | 182 | 浦田協和館 | 浦田8-1 | 66 | 〃 | 〃 | 110 | 〃 | 〃 |
| 73 | 小渡地区 | 217 | 小渡文化センター | 小渡67-1 | 30 | 〃 | 〃 | 50 | 〃 | 〃 |
| 74 | 向松地区 | 138 | 向松振興会館 | 松山83 | 48 | 〃 | 〃 | 80 | 〃 | 〃 |
| 75 | 大久保地区 | 34 | 大久保集会所 | 大久保平60 | 12 | 〃 | 〃 | 20 | 〃 | 〃 |
| 76 | 横倉地区 | 26 | 横倉文化センター | 横倉26-4 | 24 | 〃 | 〃 | 40 | 〃 | 〃 |
| 77 | 山田地区 | 86 | 山田文化センター | 山田81-4 | 20 | 〃 | 〃 | 33 | 〃 | 〃 |
| 78 | 太田地区 | 148 | 太田振興館 | 太田24-2 | 57 | 〃 | 〃 | 95 | 〃 | 〃 |
| 79 | 谷地中地区 | 110 | 谷地中文化センター | 太田35-5 | 36 | 〃 | 〃 | 60 | 〃 | 〃 |
| 80 | 北向地区 | 138 | 北向文化センター | 立野4-6 | 32 | 〃 | 〃 | 54 | 〃 | 〃 |
| 81 | 沼沢地区 | 55 | 沼沢文化センター | 沼沢62-1 | 24 | 〃 | 〃 | 40 | 〃 | 〃 |
| 82 | 鎗水地区 | 82 | 鎗水文化センター | 鎗水3-3 | 24 | 〃 | 〃 | 40 | 〃 | 〃 |
| 83 | 館町地区 | 235 | 館町秀山会館 | 館町193-1 | 109 | 〃 | 〃 | 180 | 〃 | 〃 |
| 84 | 宮台地区 | 92 | 宮台文化センター | 中坂22-6 | 18 | 〃 | 〃 | 30 | 〃 | 〃 |
| 85 | 森冬地区 | 120 | 森冬振興館 | 森田3-1 | 42 | 〃 | 〃 | 70 | 〃 | 〃 |
| 86 | 古川代地区 | 150 | しらかば | 古川代10-1 | 70 | 〃 | 〃 | 116 | 〃 | 〃 |
| 87 | 平成地区 | 33 | 平成文化センター | 中崎6-1 | 12 | 〃 | 〃 | 20 | 〃 | 〃 |

- (2) 災害の状況により、上記の避難所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講ずる。
- (3) 町区域内で適当な施設を得難いときは、野外に仮設建物又は天幕を設置するか、場合によっては隣接市町村に要請し、避難所の提供を求める。

6. 避難所の開設

町長は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、必要があればあらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

(1) 事前措置

ア. 避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位置

・動員方法・任務等について周知徹底する。

イ. 避難所配置職員の員数は、避難所1か所当たり最低3人とし、収容状況により増員するものとする。

ウ. 避難所に配置する職員について、福祉衛生班（福祉課）の職員のみで不足する場合には、総務部庶務班に応援職員を要請するものとする。

(2) 避難所の開設

ア. 町長は避難所を開設する必要があると認めるときは福祉部長（福祉課長）に開設命令を発する。福祉部長（福祉課長）は、本部長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設するものとし直ちに職員を配置して所要の措置をとるものとする。

なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。

イ. 町長（本部長）は、避難所を開設した場合にはその状況を速やかに知事に報告するものとする。また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、概ね次のとおりとする。

(ア) 開設した場合 ・ 避難所を開設した日時 ・ 場所及び箇所数
 ・ 収容世帯数及び人員 ・ 開設期間の見込み

(イ) 閉鎖した場合 ・ 避難所を閉鎖した日時

ウ. 避難所開設の連絡

避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。

(3) 避難所に収容する者

避難所に収容する対象者は次のとおりである。

ア. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ウ. 避難の勧告・指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 避難所における職員の任務

ア. 一般的事項

(ア) 避難所開設の掲示

(イ) 収容者の受付及び整理

(ウ) 日誌の記入

(エ) 食料・物資等の受払及び記録

(オ) 収容者名簿の作成

イ. 本部への報告事項

(ア) 避難所の開設（閉鎖）報告

(イ) 避難所状況報告

(ウ) その他必要事項

ウ. 避難所の運営管理

(ア) 費用

避難所開設に伴う費用の範囲・額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 避難所の責任者及び連絡員の指定

a. 避難所を開設したときは、次のとおり避難所の管理責任者・連絡員を指定し、避難所の運営管理と収容者の保護に当たらせるものとする。

b. 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料・飲料水の給付、清掃等について、避難者・住民・自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

c. 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等、また、災害時要援護者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。

7. 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入園者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領・措置・注意事項等

8. 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限・禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

ア. 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ. 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ. 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ. 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に市町村名等の「立入禁止」・「車両進入禁止」等の標示板・ロープ等で明示する。

オ. 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

(ア) 設定の理由

警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え住民に周知する。

(イ) 設定の範囲

「どの範囲」・「どこからどこまで」というように、道路名・集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

9. 応援協力関係

町長は、次の事項の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

- (1) 避難者の誘導及び移送又はこれに要する人員及び資機材の確保
- (2) 避難者の開設

第6節 消防

風水害等による災害において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図り、被災者の保護に万全を期するものとする。

1. 実施責任者

災害時における消火活動・救急・救助活動は、八戸消防本部消防長が行うものとする。

2. 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民・事業者・自主防災組織等は出火防止・初期消火を行い、また各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3. 消火活動

八戸消防本部消防長は広域的な火災に対しては、消防力の重点投入地区を選定し、また延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4. 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、八戸消防本部消防長は医療機関・三戸郡医師会・日本赤十字社青森県支部五戸分区・五戸警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5. 町消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人的救助活動等の支援等具体的対策等については、町消防計画による。

6. 応援協力関係

町長は、自ら応援措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第7節 水防

風水害等による災害において洪水・浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1. 実施責任者

町長（五戸町水防管理者）が行うものとする。

2. 監視・警戒活動

洪水の襲来が予想される時は、町長（水防管理者）は直ちに河川・ため池・水路等を巡視し、既往の危険箇所・被害箇所・その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りの禁止、又はその区域からの退去等の指示を実施する。

3. 水門・樋門の操作

水門・樋門・高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想される時は、直ちに門扉扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

4. 応急復旧

河川・ため池・水門・樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

5. 町水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、町水防計画による。

6. 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第8節 救出

風水害等による災害のため現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1. 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者は勿論、災害の現場にある者は救出及び捜索を行うものとする。

(1) 町及び消防機関

災害により救出を要する事態が発生した場合は、町及び消防機関は警察機関その他の関係機関と連絡を密にしながら救出を実施する。

(2) 警察署

五戸警察署は、町その他の機関と相互に密接な連絡をとり救出を実施する。

2. 救出方法

(1) 陸上における救出

ア. 町職員・警察官・消防機関・地区住民等により救出隊を編成する。

イ. 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。

ウ. 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。

エ. 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況・災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請及び自衛隊ヘリコプター等の出動要請を行うほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期するものとする。

オ. 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。

カ. 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送するものとする。

キ. 消防機関は、保健班（地域保健センター）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

3. 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、概ね次のとおりである。

(1) 災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者

(2) 災害のため生死不明の状態にある者

4. 救出期間

救出期間は災害発生の日から3日以内（4日以後は死体の捜索として扱う。）に完了するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報するものとする。

| 機関名 | 担当課 | 所在地 | 電話 | 備考 |
|-----------|-----|----------------------|---------|----|
| 五戸町 | 総務課 | 五戸町字古館2 1 - 1 | 62-2111 | |
| 五戸警察署 | 地域課 | 五戸町字下モ沢向1 3 - 6 | 62-3241 | |
| 浅水駐在所 | | 五戸町大字浅水字六角1 4 - 5 | 67-2210 | |
| 上市川駐在所 | | 五戸町大字上市川字赤川々原8 4 - 1 | 68-2110 | |
| 倉石駐在所 | | 五戸町大字倉石中市字地獄原2 7 - 1 | 77-2110 | |
| 五戸消防署 | | 五戸町字大渡1 1 - 1 | 62-3119 | |
| 五戸消防署西分遣所 | | 新郷村大字戸来字中野平1 2 - 1 | 78-2119 | |

6. 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し調達するものとする。

7. 応援協力関係

町長は、自ら又は自主防災組織・事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第9節 食料供給

風水害等の災害時において、被災者及び災害応急対策従事者等に対し必要があるときは、食料を供給し（備蓄食料の供給を含む）又は炊き出しを実施し、食品の供給に万全を図るものとする。

1. 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給・供給のための調達等は、備蓄状況を考慮し、町長が行うものとする。

2. 炊き出しその他による食品供給の方法

(1) 炊き出し担当

ア. 炊き出し担当は配給班（住民課）とする。

イ. 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

(2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

ア. 避難所に収容された者

イ. 住家の被害が全壊（焼）・流失・半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者

（ア）床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする

（イ）親せき・知人等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない

ウ. 被害を受け一時縁故先に避難する者

（ア）食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する

（イ）被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない

エ. 旅人・一般家庭の来訪者等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者。

なお、旅客鉄道事業者等が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。

オ. 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

(3) 供給品目

ア. 主食

（ア）米穀

（イ）弁当等

（ウ）パン・乾パン・うどん・インスタント食品等

イ. 副食物

費用の範囲内でその都度定めるものとする。

(4) 供給量

供給量は概ね次の数量とする。

ア. 避難所に収容された者等に対する供給の場合

1食当たり 精米換算200グラムの範囲内

イ. 応急対策従事者に対する給食の割合

1食当たり 精米換算300グラムの範囲内

(5) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は災害発生の日から原則として7日以内とする。

炊き出しの実施場所は、次のとおりである。

| 実施場所 | 炊き出し対象区域 | 炊き出し能力 | 器材等の整備状況 | 炊き出し実施班の構成 |
|-----------------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------|------------|
| (株)橋本製パン | 全域 | 440食用 4機 | ガスオープン 2機 オイルオープン2機 | 配給班 |
| 五戸町立公民館 | 下記以外の区域 | 6.0食用 1 8.0食用 1 1.8食用 3 | ガス炊飯器 2 電気炊飯器 3 | 配給班 |
| 浅水活性化センター | 大字浅水地区 大字扇田地区 大字手倉橋地区 | 2.7食用 1 1.8食用 1 | | 配給班 |
| 浅田保育所 | 大字浅水地区 大字扇田地区 大字手倉橋地区 | 2.7食用 1 1.8食用 1 | 電気炊飯器 2 | 配給班 |
| 切谷内保育所 | 大字切谷内地区 | 9.0食用 1 4.0食用 1 1.8食用 1 | ガス炊飯器 2 電気炊飯器 1 | 配給班 |
| 上市川保育所 | 大字上市川地区 | 3.6食用 1 1.8食用 1 | 電気炊飯器 2 | 配給班 |
| 豊間内地区コミュニティセンター | 大字豊間内地区 | 1.8食用 1 6.0食用 1 | 電気炊飯器 1 ガス炊飯器 1 | 配給班 |
| 学校給食センター | 全域 | 1日 1,000食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 倉石コミュニティセンター | 全域 | 1日 400食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 五戸町保健福祉センター | 全域 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 鳥沼新田文化センター | 鳥沼新田地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 槍沢和栄館 | 槍沢地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 石沢地区公民館 | 石沢地区 | 1日 200食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 一ノ坪文化センター | 一ノ坪地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 清駒地区開拓婦人ホーム | 清三久保、駒袋地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 中市共栄館 | 中市地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 浦田協和館 | 浦田地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 小渡文化センター | 小渡地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 向松振興館 | 向松地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 横倉文化センター | 横倉地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 太田振興会館 | 太田地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 山田文化センター | 山田地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 谷地中文化センター | 谷地中地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 北向文化センター | 北向地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 沼沢文化センター | 沼沢地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 鎗水文化センター | 鎗水地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 館町秀山会館 | 館町地区 | 1日 200食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 宮台文化センター | 宮台地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 森冬振興会館 | 森田、冬名地区 | 1日 200食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| しらかば | 古川代地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |
| 平成文化センター | 平成地区 | 1日 100食 | 釜・食器類 | 配給班 |

(7) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求めるものとする。

| 団体名 | 代表者名 | 会員数 | 所在地 | 連絡方法 |
|-------------|-----------------------------------|------|-----------------------------------|------|
| 婦人消防クラブ | | 7団体 | | 電話 |
| 連合婦人会 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | 282人 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | 電話 |
| しんせい五戸農協女性部 | | 154人 | | 電話 |
| 日赤奉仕団 | | 252人 | | 電話 |
| 中年会 | | 23人 | | 電話 |
| 各自治会 | 自治会長 | 63団体 | 第4章第15節の自治会一覧表参照 | 電話 |

3. 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は配給班（住民課）とする。

(2) 食料の確保

- ア. 町長は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織・自治会等を通じて啓発する。
- イ. 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に粉ミルクや柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
- ウ. 流通在庫備蓄を確保するため、公共的団体等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア. 応急用米穀等を調達する場合

(ア) 町長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事（三戸地方農林水産事務所）に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

(イ) 災害地が交通・通信の途絶によって相当期間孤立し、町長が知事（三戸地方農林水産事務所）の指示を受けられない場合は、次により政府米を調達する。

a. 町長は、直接、東北農政局青森農政事務所又はしんせい五戸農協保管倉庫の責任者に対して緊急引渡しを文書により要請し調達する。

b. 町長は、上記aにより調達したときは、連絡がつき次第速やかに知事（三戸地方農林水産事務所）に報告する。

イ. 米穀の登録小売業者から直接購入する場合

町長は、町内の届出事業者へ米穀を供給しているルートが災害により断たれたときは、東北農政局（東北農政局青森農政事務所）に対し、新たな供給ルートが確保されるよう要請する。

ウ. 米穀の調達先、調達可能数量等は、次のとおりである。

| 調達先 | 所在地 | 管理責任者 | 電話 | 調達可能数量 | 備考 |
|---------------|-------------|--------|---------|---------|------------------------|
| しんせい五戸農業協同組合 | 五戸町字博労町21-1 | 角濱 光昭 | 62-6111 | 23,000俵 | 米穀小売業者・食糧庁指定倉庫（一種出荷業者） |
| ㈱南部食糧五戸配送センター | 五戸町字下モ沢向3 | 河村 忠夫 | 62-2768 | 5,000俵 | 米穀小売業者 |
| ㈱頭久保 | 五戸町字油出19-2 | 頭久保 幸生 | 62-2151 | 5,000俵 | 米穀小売業者・食糧庁指定倉庫（一種出荷業者） |
| ㈲村忠 | 五戸町字神明後24 | 村上 耕一 | 62-3254 | 5,000俵 | 食糧庁指定倉庫（一種出荷業者） |

(4) その他の食品及び調味料の調達

町長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア. 乾パン及び乾燥米飯の調達

町長は、乾パン及び乾燥米飯の供給を行う必要がある場合速やかに知事（三戸地方農林水産事務所）に供給申請を行う。

ただし、書類による提出が困難な場合は電話等により申請し事後速やかに申請書を提出する。

申請により、県が東北農政局（東北農政局青森農政事務所）に乾パン及び乾燥米飯の売却申請を行い、東北農政局（東北農政局青森農政事務所）が指定した場所で受領する。

イ. パン・おにぎり・即席めん等の調達

町長は、パン・おにぎり・即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は知事（三戸地方農林水産事務所）にあつせんを要請する。

要請により、県が東北農政局（青森農政事務所）に出荷要請を行い、東北農政局（青森農政事務所）は調達可能量を緊急に調査し、最も効率的に供給を行える企業団体等を選定し出荷を要請する。

ウ. 副食・調味料の調達

町長は、副食・調味料の供給を行う必要がある場合、副食・調味料生産者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は県にあつせんを要請する。

要請により、県は農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達するものとし、さらに必要に応じて指定地方公共機関に要請して調達し市町村に供給する。

エ. 副食・調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

なお、調味料等は担当班で把握し資料を整備するものとする。

(ア) パン製造業者

| 製造所名 | 所在地 | 電話番号 | 製造能力 |
|----------|-----------|---------|---------|
| (株)橋本製パン | 五戸町字丁塚7-3 | 62-2521 | 440食用4機 |

(イ) 調達・救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、次のとおりである。

| 施設名 | 所在地 | 管理責任者 | 施設の概況 | 配分対象区域 |
|-----------------|------------|--------|--------|-----------------------------|
| 五戸町農村環境改善センター | 上市川字中坪1-1 | 住民課長 | 多目的ホール | 大字上市川地区 大字切谷内地区 |
| 浅水活性化センター | 浅水字浅水119 | 住民課長 | 多目的ホール | 大字浅水地区 大字扇田地区 大字手倉橋地区 |
| 豊間内地区コミュニティセンター | 豊間内字豊間内2-1 | 住民課長 | 多目的ホール | 大字豊間内地区 |
| 町立公民館体育センター | 下モ沢向8-2 | 住民課長 | 体育館 | 上記以外の地区 |
| 倉石コミュニティセンター | 倉石中市字上ミ平 | 企画振興課長 | 多目的ホール | 旧倉石地区 |

4. 救援食料の配分方法

(1) 配分担当等

ア. 食料品の配分担当は配給班（住民課）とする。

イ. 配給班の構成は次のとおりとする。

| 集積場所 | 班 長 | 班 員 | 備 考 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 五戸町農村環境改善センター | 1名 | 5名 | |
| 浅水活性化センター | 1名 | 5名 | |
| 豊間内地区コミュニティセンター | 1名 | 5名 | |
| 町立公民館体育センター | 1名 | 5名 | |
| 倉石コミュニティセンター | 1名 | 5名 | |

(2) 配分要領

町長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

- ア. 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し炊き出しを行う。
- イ. 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ自主防災組織・婦人会・日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て行う。
- ウ. 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀・醤油等）として供給することは避ける。
- エ. 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ組又は班等を組織し、責任者を定め確実に人員を把握する等の措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。
- オ. 炊き出しの配分
炊き出し担当の責任者は、数量等を把握し配分班長から一括配分を受けるものとする。炊き出し担当の責任者が被災者に配分する際は、受給者名を記録し適切な配分を期するものとする。
- カ. 個人に対する配分
配分班長は、受給者名を記録するとともに、自治会長等を通じ配分するものとする。
- キ. 応急対策従事者に対する配分
配分班長は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分するものとする。

5. 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第10節 給水

風水害等の災害のため、水道施設の破損又は井戸等の汚染等により飲料水が得られない場合、最小限度必要な飲料水を供給し、被災者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行うものとする。

2. 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は上下水道班（上下水道課）とする。

(2) 給水対象及び給水量

水道・井戸等の給水施設が破壊され、断減水・枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、1人1日3リットル程度の飲料水を供給する。

なお、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。

ア. 配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

イ. 緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

ウ. 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。（給水可能数量614m³/日）

エ. 容器・給水車等を使用して、必要水量を運搬し給水する。（給水可能数量25m³/日）

オ. 井戸水・自然水（川・ため池等の水）・プール・受水槽・防火水槽の水を浄水セット・ろ水機等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

3. 給水資器材の調達

被災者に対する飲料水及び浄水薬品等は、次により確保するものとする。

(1) 給水資器材の調達

ア. 八戸圏域水道企業団及び地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保するものとする。
(指定給水装置工事事業者)

イ. 地域内所在の給水資器材は、次のとおりである。

| 種類 所有者等 | 浄水器 能力水量 | 給水タンク 能力水量 | 給水缶 能力水量 | 給水車 能力水量 | 浄水薬品 | | 連絡先 |
|---------------|-------------|--|----------------------|-------------|----------------|----------------|---------|
| 五戸町 | | 0.5m ³ ×4 1.0m ³ ×1 | | | ポリ塩化 アルミニウム | 次亜塩素酸 ナトリウム | 62-2111 |
| 八戸圏域 水道企業団 | | 1.0m ³ ×3 | 20ℓ×1,000 10ℓ×800 | 2t×1 | | | 70-7000 |

(2) 補給用水源 飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

| 水源名 | 所在地 | 管理者 | 電話 | 水質状況 |
|----------|--------------------|-----------------------------------|---------|------|
| 切谷内 簡水 | 五戸町大字切谷内字向田 28-1 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | | 良 |
| 粒ヶ谷地 // | 五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地 21 | | | 良 |
| 上区 // | 五戸町大字上市川字赤川々原100-1 | | | 良 |
| 北市川 // | 五戸町大字上市川字大峯嶽 31-1 | | | 良 |
| 池ノ堂 // | 五戸町大字上市川字窪田 43-1 | | | 良 |
| 荷軽井 // | 五戸町字古館 2 1-1 | 五戸町 | 62-2111 | 良 |
| 中区 小水 | 五戸町大字上市川字十文字辻 3-6 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | | 良 |
| 浅水上平 // | 五戸町大字浅水字浅水 98-2 | | | 良 |
| 下豊川 // | 五戸町字古館 2 1-1 | 五戸町 | 62-2111 | 良 |
| 関口 // | 五戸町字古館 2 1-1 | 五戸町 | 62-2111 | 良 |
| 北向 // | 五戸町大字浅水字北向 48-1 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | | 良 |
| 中区第2 // | 五戸町大字上市川字上市川 4-1 | | | 良 |
| 城前 // | 五戸町大字上市川字上市川 15 | | | 良 |
| 下区 // | 五戸町大字上市川字豊川窪 37-1 | | | 良 |
| 志戸岸第1 // | 五戸町大字豊間内字志戸岸 68-1 | | | 良 |
| 浅水上通り // | 五戸町大字浅水字浅水 50 | | | 良 |
| 浅水佐野 // | 五戸町大字浅水字苗代沢 122 | | | 良 |
| 上豊川第1 小水 | 五戸町大字浅水字幸神 40-1 | | | 良 |
| 上豊川第3 // | 五戸町大字浅水字豊川窪 37-1 | | | 良 |
| 浅水岩ノ沢 // | 五戸町大字浅水字岩ノ沢 1-1 | | | 良 |
| 井戸及び湧水 | 五戸町大字倉石石沢字石沢31-1 | | | 良 |
| | 五戸町大字倉石石沢字石沢50-2 | | | 良 |
| | 五戸町大字倉石石沢字石沢46-1 | | | 良 |
| | 五戸町大字倉石石沢字蟹沢36 | 良 | | |
| 湧水 | 五戸町大字倉石石沢字槍沢51 | 良 | | |
| | 五戸町大字倉石石沢字鳥沼新田21 | 良 | | |
| | 五戸町大字倉石中市字中市46 | 良 | | |
| 湧水 | 五戸町大字倉石中市字中市 | 中市3班々長 | | 良 |
| 湧水 | 五戸町大字倉石中市字田茂平3-2 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | | 良 |
| 湧水 | 五戸町大字倉石中市字幸神3-1 | | | 良 |
| | 五戸町大字倉石中市字小渡51-2 | | | 良 |
| | 五戸町大字倉石中市字小渡50-3 | | | 良 |
| | 五戸町大字倉石中市字小渡35 | | | 良 |
| 湧水 | 五戸町大字倉石中市字清三久保11-2 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | | 良 |
| | 五戸町大字倉石又重字山田100-1 | | | 良 |
| | 五戸町大字倉石又重字太田86 | | | 良 |
| 湧水 | 五戸町大字倉石又重字鎗水9-1 | | | 良 |
| 湧水 | 五戸町大字倉石又重字館町 | | | 良 |
| | 五戸町大字倉石又重字上川原160-2 | | | 良 |
| 湧水 | 五戸町大字倉石又重字森田57-3 | | | 良 |
| 湧水 | 五戸町大字倉石又重字森田24 | | | 良 |
| 湧水 | 五戸町大字倉石又重字古川代45-1 | | | 良 |

4. 給水施設の応急措置

災害により給水施設が被害を受けた場合は被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し飲料水供給の早期回復を図るものとする。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事業業者から調達するものとするが、必要と認めるときは知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア. 有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
- イ. 取水・貯水・導水・浄水・送水及び配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検
- ウ. 井戸水の減菌使用その他飲料水最低量確保

5. 応援協力関係

- (1) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、必要に応じて知事へ自衛隊の派遣を要請する。

第 1 1 節 応急住宅供給

風水害等の災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を得ることができないか、又は応急修繕をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を設置し又は被害住家を応急修繕し、被災者の保護収容を図るものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修繕は、町長が行うものとする。

2. 応急仮設住宅の設置

(1) 入居対象者

住家が全壊・全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とする。
なお、具体的な入居対象者は概ね次のとおりとする。

- ア. 生活保護法の被保護者及び要保護者
- イ. 特定の資産がない失業者
- ウ. 特定の資産がない寡婦・母子世帯・高齢者・身体障害者世帯及び病弱者等
- エ. 特定の資産がない勤労者・中小企業者
- オ. 前各号に準ずる経済的弱者
ただし、離れ屋あるいは居住可能な倉庫等が残存している場合は対象外とする

(2) 規模

規模は、一戸当たり29.7㎡を基準とする。

(3) 設置予定場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として次のとおりとするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、被災住宅地等とする。

| 地区名 | 所在地 | 面積 | 所有者 | 予定地の状況 | 備考 |
|-----|--------------------------------|---------|-----|----------|----|
| 全 町 | 五戸町大字豊間内字地蔵平1-398 ひばり野公園駐車場 | 11,283㎡ | 五戸町 | 水道・トイレ有り | |
| 全 町 | 五戸町大字倉石中市字小渡88-1 小渡平公園 | 12,000㎡ | 五戸町 | 水道・トイレ有り | |

(4) 設置方法

応急仮設住宅の設計書等は、あらかじめ基本となるものを町で作成しておき、工事は建設業者に請負わせて、災害発生の日から遅くとも20日以内に着工し速やかに設置するものとする。

(5) 入居者の選考

入居者の選考に当たっては、民生委員等の意見を聞き被災者の資力、その他の生活条件を十分調査のうえ決定する。また、災害時要援護者については、優先的に入居できるよう配慮する。
なお、入居者には本制度の趣旨を十分認識させるとともに、「応急仮設住宅使用貸借契約書」を締結させる。

(6) 貸与期間及び終了後の処分

応急仮設住宅として被災者に貸与する期間は、建築工事完了の日から2年以内とし、その目的が達成されたときは処分する。

3. 応急修繕

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急修繕を推進するものとする。

(1) 応急修繕の対象者

災害によって住家が半壊又は半焼し、日常生活に欠くことのできない部分を自らの資力では応急修繕ができない者とする。

なお、具体的な応急修繕の対象者は、上記2の応急仮設住宅の設置要領(1)のなお書きと同様とする。

(2) 応急修繕の対象

修繕対象は、居室・炊事場及び便所等日常欠くことのできない部分とする。

(3) 応急修繕期間

災害発生から1か月以内とする。

4. 建築資材及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建築等は住宅班(建設課)が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設等に必要な建築資材は、町内の関係業者とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは供給を要請するものとする。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

| 調達先 | 所在地 | 電話 | 調達可能数量等 | | 備考 |
|--------|-------------|---------|---------|--------|----|
| | | | 品名 | 数量 | |
| 丸五(株) | 五戸町字天満後39-6 | 62-2004 | 杉材 | 2,000本 | |
| | | | 松材 | 2,000本 | |
| | | | サッシ | 20窓 | |
| 頭久保(株) | 五戸町字油出19-2 | 62-2151 | 合板 | 800枚 | |
| | | | 外壁材 | 300坪 | |
| | | | フロア材 | 500坪 | |

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅等の建設に必要な建築技術者について、町内の次の組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは確保に努めるものとする。

| 団体名 | 電話 | 技術者等人員数 | 備考 |
|--------------|----------------|---------|-----------|
| 五戸地方建設業協会 | 62-2066 (北組) | 18名(町内) | 会長 北 修 |
| 五戸地方建築士会 | 62-3188 (丸山建設) | 17名(町内) | 会長 本田 勲 |
| 五戸地方連合建築組合 | 62-3151 (町商工会) | 75名(町内) | 会長 松坂 孝 |
| 五戸地方大工組合倉石支部 | 77-2227 | 15名(町内) | 支部長 沢内 明人 |

5. 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備するものとする。

6. 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修繕が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修繕の実施又はこれに要する人員及び建築資材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

第12節 死体の搜索・処理・埋火葬

風水害等の災害時において、死亡していると推定される者の搜索・処理及び死亡者の応急埋火葬を実施し、民心安定を図るものとする。

1. 実施責任者

災害時における死体の搜索及び処理、応急埋火葬は警察官の協力を得て町長が行うものとする。

2. 死体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。

- ア. 行方不明の状態になってから相当の期間（発生後3日）を経過している場合
- イ. 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- ウ. 行方不明になった者が、重度の身体障害者又は重病人であった場合
- エ. 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 死体の搜索の方法

死体の搜索は、町職員・警察官・消防吏員・消防団員等により、搜索班を編成し実施する。

なお、死体の搜索に際しては死体の検案等が円滑に行われるよう、事前に関係の医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、死体の搜索を実施した場合は次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア. 実施責任者
- イ. 死体発見者
- ウ. 搜索年月日
- エ. 搜索地域
- オ. 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
- カ. 費用

3. 死体の処理

(1) 対象

死体の処理は、後記4の死体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 死体の処理の方法

ア. 死体を発見した場合は、その場所又は一時保存所において、死体の洗浄・縫合・消毒・検案等を実施するものとし、遺族が明らかである場合はその旨連絡し必要な措置をとるものとする。

遺族が明らかでない場合は、一時保存所に収容するものとする。

イ. 一時保存所の設置予定場所を次のとおり定めておくものとする。

| 施設名 | 管理者 | 電話 | 所在地 | 施設概況 | 収容能力 | 備考 |
|-----------|------|---------|-----------|------|------|----|
| 五戸総合病院霊安室 | 五戸町長 | 61-1200 | 字沢向17-1 | 霊安室 | 8体 | |
| 専念寺 | 住職 | 62-3433 | 字愛宕後22-1 | 本堂 | 30体 | |
| 高雲寺 | 住職 | 62-3157 | 字愛宕後24-1 | 本堂 | 30体 | |
| 宝福寺 | 住職 | 62-2009 | 大字浅水字浅水42 | 本堂 | 30体 | |
| 源福寺 | 住職 | 77-2038 | 字寺後35-1 | 本堂 | 10体 | |
| 儒童寺 | 住職 | 77-3014 | 字古川代34 | 本堂 | 10体 | |

ウ. 五戸警察署は、収容した死体について検視（見分）する。

(3) 事務処理

災害時において、死体の処理をした場合は次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア. 実施責任者
- イ. 死亡年月日
- ウ. 死亡原因
- エ. 死体発見場所及び日時
- オ. 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ. 洗浄等の処理状況
- キ. 一時収容場所及び収容期間
- ク. 費用

4. 死体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、概ね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア. 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも労力的にも埋火葬を行うことが困難であるとき

イ. 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ. 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺・骨つぼ等が入りできないとき

エ. 埋火葬すべき遺族がいなかったり、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行なうことが困難であるとき

(2) 埋火葬の程度は応急仮葬であり、埋火葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって実施するものとする。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管し、縁故者がわかり次第引継ぐものとする。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

(4) 埋火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておくものとする。

ア. 火葬場

| 名称 | 所在地 | 管理者 | 電話番号 | 1日の処理能力 | 使用燃料 |
|------|------------------|------------|---------|---------|------|
| 五戸斎場 | 五戸町字大学沢 35-15 | 五戸町長 三浦 正名 | 62-6986 | 4体 | 灯油 |

イ. 埋葬又は埋葬予定地

| 施設名 | 管理者 | 電話 | 所在地 | 施設概況 | 備考 |
|-----|-----|---------|-----------|------|----|
| 専念寺 | 住職 | 62-3433 | 字愛宕後22-1 | 本堂 | |
| 高雲寺 | 住職 | 62-3157 | 字愛宕後24-1 | 本堂 | |
| 宝福寺 | 住職 | 62-2009 | 大字浅水字浅水42 | 本堂 | |
| 源福寺 | 住職 | 77-2038 | 字寺後35-2 | 本堂 | |
| 儒童寺 | 住職 | 77-3014 | 字古川代34 | 本堂 | |

(5) 事務処理

災害時において死体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

ア. 実施責任者 イ. 埋火葬年月日 ウ. 死亡者の住所・氏名 エ. 埋火葬を行った者の住所・氏名及び死亡者との関係 オ. 埋火葬品等の支給状況 カ. 費用

5. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6. 費用

死体の搜索、処理及び埋火葬に要する費用の範囲・額等は、災害救助法が適用された場合に準じその額を越えない範囲とする。

7. 応援協力関係

町長は、自ら死体の搜索・処理・埋火葬の実施が困難な場合、死体の搜索・処理・埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか知事へあつせんを依頼する。

第13節 障害物除去

風水害等の災害時において、土砂・竹木又は工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止を図るとともに、交通路の確保と被災者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 住居等の障害物の除去は、町長が行うものとする。
町長から要求があったとき、又は緊急の必要があり現場に町職員がいないときは、警察官が行うものとする。
- (2) 道路に堆積された障害物の除去は、道路管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去

(1) 住居等の障害物

ア. 対象

災害のため、住家が半壊（焼）又は床上浸水した者で日常生活に欠くことのできない玄関・居間・炊事場・便所等に運ばれた土石・竹木等のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるものであって、かつ自らの資力では除去できない者

イ. 除去の範囲

日常生活を営み得る必要最小限度の範囲内とする。

ウ. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

エ. 費用

災害救助法が適用された場合に準じ、その額を越えない範囲とする。

オ. 障害物除去班の編成 障害物除去班は次のとおり編成するものとする。

班長・運転手・機械操作員・土木技術者・作業員（消防団員を含む。）10名（1班編成）

(2) 道路に堆積された障害物

道路に障害物が堆積された場合は、次の区分により災害緊急輸送を確保するために必要な範囲内で速やかに除去するものとする。

ア. 町長は、町道の障害物について障害物除去班により除去する

イ. 八戸県土整備事務所は、県道及び県管理国道の障害物について除去する

ウ. 国土交通省青森河川国道事務所は、国管理国道の障害物について除去する

3. 除去した障害物の処理

町長は、除去した障害物について次のとおり処理するものとする。

- (1) 除去した障害物の集積場所は次のとおりである。

| 集積地 | 所在地 | 電話 | 収容能力 | 管理者 | 備考 |
|--------|--------------|---------|--|------|----|
| 苗代沢町有地 | 字苗代沢18-1 | | 13,060m ² | 五戸町長 | |
| 五戸町役場 | 字古館21-1 | 62-2111 | 屋内 300m ² ・屋外 1,400m ² | 五戸町長 | |
| 倉石分庁舎 | 倉石中市字上ミ平19-1 | 77-2225 | 屋内 195m ² ・屋外 1,800m ² | 五戸町長 | |

- (2) 工作物等の保管

除去した工作物等で所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きをし保管するものとする。

4. 機械・器具等の調達

町長は、障害物の除去に必要な機械・器具等の確保を図るものとする。

- (1) 障害物の除去に必要な機械・器具は町所有のもののほか、町内の業者等から借上げるものとする。ただし、不足する場合については知事又は隣接市町村長の応援を求めるものとする。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械・器具に併せて確保するものとする。作業要員の確保は、第4章第17節「労務供給」による。

(3) 障害物の除去に要する機械・器具等の現有状況は、次のとおりである。

| 所有者 | 所在地 | 電話 | 機械器具及び操作員の名称数量等 | | | | 備考 |
|-----|-------------------|---------|-----------------|-----------|---------|-----|----|
| | | | タイヤショベル | モーターグレーダー | ダンプトラック | その他 | |
| 五戸町 | 五戸町字下長下夕 1-2 | 62-5112 | 2台 | 1台 | 4台 | 1台 | |
| | | | 2人 | 1人 | 4人 | 1人 | |
| | 五戸町大字倉石中市 字田茂平 | 62-2111 | 2台 | 1台 | 1台 | | |
| | | | 2人 | 1人 | 1人 | | |

運搬車については第16節「輸送対策」による。

5. 応援協力関係

町長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第14節 被服・寝具・その他生活必需品の給（貸）与

被災者に対し日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他生活必需品の物資を供給する必要があるときその確保と的確な配給を図るものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等の給与、貸与及び調達は、町長（災害救助法が適用された場合または災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合に知事から委託を受けた町長が行うものとする。

2. 給（貸）与要領

(1) 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）・流失・半壊（焼）及び床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具その他生活必需品をそう失し、又は破損したため直ちに日常生活を営むことが困難である者とする。

(2) 給（貸）与の対象として認められる品目

災害のため供給する被服・寝具・その他生活必需品は、次に掲げるもののうち必要と認めた最小限度のものとする。

ア. 寝具 イ. 外衣 ウ. 肌着 エ. 身の回り品 オ. 炊事道具 カ. 食器 キ. 日用品
ク. 光熱材料 ケ. 仮設トイレ

(3) 期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

3. 被服・寝具・その他生活必需品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉班（福祉課）とする。

(2) 生活必需品の確保

ア. 町長は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織・自治会等を通じて啓発する。

イ. 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。

ウ. 流通在庫備蓄を確保するため、公共的団体等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 調達方法

あらかじめ町内関係業者と協議し、必要に応じて調達するものとする。ただし関係業者が被害を受けた場合は、県知事又は隣接市町村長に対しあつせんを依頼するものとする。

調達先及び調達可能数量は、おおむね次のとおりとする。

| 品名 | 調達先 | 電話 | 調達可能数量 | 備考 |
|----------------|---------|---------|--------|----|
| 下着類、セーター、ジャケット | 絵馬 | 62-6666 | 500着 | |
| 〃 | 杉山衣料店 | 62-3457 | 500着 | |
| 〃 | マルヒロササキ | 62-6895 | 3000着 | |
| 〃 | かなざわ | 62-2160 | 1000着 | |
| 〃 | マルツカ | 62-5387 | 1000着 | |
| 寝具 | 鈴木ふとん店 | 62-3469 | 10組 | |
| 〃 | 三浦ふとん店 | 62-3608 | 10組 | |
| 〃 | 山内ふとん店 | 62-2333 | 20組 | |

(4) 調達物資の集積場所 調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

| 施設名 | 所在地 | 管理責任者 | 電話 | 施設の概況 | 配分対象区域 |
|-----------------|----------------|--------|---------|--------------|-----------------------------|
| 五戸町農村環境改善センター | 大字上市川字中坪1-1 | 保健衛生課長 | 62-2111 | 大ホール 会議室等 | 大字切谷内地区 大字上市川地区 |
| 浅水活性化センター | 大字浅水字浅水119 | 浅田支所長 | 67-2111 | 大ホール 会議室等 | 大字浅水地区 大字扇田地区 大字手倉橋地区 |
| 豊間内地区コミュニティセンター | 大字豊間内字豊間内2-1 | 管理委員長 | 62-6375 | 大ホール 会議室等 | 大字豊間内地区 |
| 町立公民館体育センター | 字下モ沢向8-2 | 公民館長 | 62-2111 | 体育館 | 上記以外の地区 |
| 倉石コミュニティセンター | 大字倉石中市字上ミ平20-4 | 企画振興課長 | 62-2111 | 大ホール 会議室等 | 旧倉石地区 |

4. 救助物資の配分方法

(1) 配分担当等

- ア. 配分担当は、福祉班（福祉課）とする。
- イ. 福祉班の構成は、次のとおりとする。
管理者 1名、協力員 160名

(2) 配分方法

- ア. 福祉班長は、避難者の数の確認、避難者名簿の作成等を行い、被服・寝具・その他生活必需品を給与又は貸与する必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成するものとする。
- イ. 物資管理者は、救助物資配分計画により各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し受領書を徴するものとする。
- ウ. 救助物資配分計画は、次の事項を明確にするものとする。
 - (ア) 必要とする被災者数（世帯人員ごととする。）
 - (イ) 品名・数量
 - (ウ) 受払数量

5. 応援協力関係

町長は、自ら生活必需品の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品の確保について、市町村相互応援協定に基づき他市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第15節 医療・助産及び保健

風水害等の災害のため、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、応急的な措置を講じ被災者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者

被災者に対する医療・助産及び保健応急措置は、関係機関の協力を得て町長が行うものとする。

2. 医療・助産及び保健の実施

(1) 対象者

- ア. 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ. 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ. 保健の対象者
 - (ア) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に破綻をきたし、不健康に陥りつつある者
 - (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - (ウ) 不安・恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者

(2) 範囲

- ア. 診療
- イ. 薬剤又は治療材料の支給
- ウ. 処置手術その他治療及び施術
- エ. 病院・診療所又は介護老人保健施設への移送
- オ. 看護・介護
- カ. 助産（分べん介助等）
- キ. 健康相談指導・衛生指導及び精神保健相談指導

(3) 実施方法

ア. 医療

医療救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備・資材等の不足のため医療救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、寝たきり老人等については、医師の判断により介護老人保健施設に移送して看護・介護する。

イ. 助産

上記アに準ずる。

ウ. 保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所又は病院若しくは診療所に移送する。

(4) 期間

ア. 医療 災害発生の日から原則として14日以内とする。

イ. 助産 分べんした日から原則として7日以内とする。

ウ. 保健 保健を必要と日から随時

(5) 救護班の編成

ア. 医療・助産及び保健の実施は、災害の状況に応じ被災者に対する医療・助産及び保健を実施するため医療機関の協力を得て次のとおり救護班を編成し行うものとするが、緊急を要する場合は最寄りの病院等に移送し行うものとする。また、救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて町長が決定する。

| 班名 | 班長 (医師) | 班員 | | | 計 | 分担区域 | 備考 |
|-----|------------|------------|-----|-----|---|-----------------------------|----|
| | | 看護師 保健師 | 助産師 | 事務員 | | | |
| 第1班 | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 | 大字上市川地区 大字切谷内地区 | |
| 第2班 | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 | 大字浅水地区 大字扇田地区 大字手倉橋地区 | |
| 第3班 | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 | 大字豊間内地区 | |
| 第4班 | 1 | 2 | 1 | 2 | 6 | 上記以外の地区 | |
| 第5班 | 1 | 3 | | 3 | 7 | 大字倉石地区 | |

イ. 救護班は、その使用する医薬品・衛生材料等を携行するものとする。

ウ. 町救護班で不足の場合は、県等の応援を要請するものとし、その場合においては町医療救護班を包含し編成するものとする。

(6) 救護所の設置

救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置するものとする。

救護所の設定予定場所は、次のとおり定めておくものとする。

| 設置予定施設名 | 所在地 | 収容能力 | 施設状況 |
|-----------------|-----------------|------|----------|
| 五戸町農村環境改善センター | 大字上市川字中坪1-1 | 300人 | ホール |
| 浅水活性化センター | 大字浅水字浅水119 | 100 | ホール |
| 豊間内地区コミュニティセンター | 大字豊間内字豊間内2-1 | 400 | ホール |
| 五戸町立公民館 | 字下モ沢向8-2 | 120 | 小ホール |
| 倉石診療所 | 大字倉石中市字幸神道前15-4 | 50 | ベッド数 10床 |

3. 医薬品等の調達

(1) 医療及び助産の実施のため必要な医薬品・衛生材料等が不足する場合は、医療班（総合病院）において調達する。

(2) 町内において医薬品・衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村に対し調達あっせんを要請するものとする。なお、調達先については担当班で把握し資料を整備するものとする。

4. 医療機関等の状況

町内の医療機関の状況は、次のとおりである。

なお、市（町村）長及び医療機関は、災害時に医療施設等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、住民に周知を図るものとする。

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 診療科目 | 医療従事者 | | | 病床数 | 自家発電の有無 |
|--------|---------------------|---------|--|-------|-----|-----|-----|---------|
| | | | | 医師 | 看護師 | 助産師 | | |
| 五戸総合病院 | 字沢向17-3 | 61-1200 | 内科・外科・眼科 皮膚科・産婦人科 整形外科 小児科・脳神経外科 耳鼻いんこう科 | 11 | 96 | 8 | 198 | 有 |
| 山崎内科医院 | 字狐森北1 | 62-5828 | 内科 | 1 | 4 | | | 無 |
| 松尾医院 | 字観音堂18-2 | 62-3567 | 内科 整形外科 | 1 | 7 | | 19 | 無 |
| 田中医院 | 字鍛冶屋窪33-2 | 61-1155 | 内科 小児科 | 2 | 9 | | | 無 |
| 倉石診療所 | 大字倉石中市 字幸神道前15-4 | 77-3111 | 全科 | 1 | 3 | | 10 | 無 |

5. 応援協力関係

町長は、町内の医師等をもってしても医療・助産及び保健の実施が困難な場合、医療・助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要するほか、知事へ自衛隊の派遣（助産を除く）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含めた応援を要請する。

第16節 輸送対策

風水害等の災害時において、応急措置に必要な輸送を迅速かつ確実に行うため、必要な車両等の確保を図るものとする。

1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長が行うものとする。

2. 輸送の実施

(1) 応急救助のための輸送

ア. 対象

- (ア) 被災者を避難させるための輸送
- (イ) 医療・助産及び保健のための輸送
- (ウ) 負傷者等の救出のための輸送
- (エ) 飲料水供給のための輸送
- (オ) 救援用物資の輸送
- (カ) 死体の捜索のための輸送
- (キ) 死体の処理（埋火葬を除く。）のための輸送

イ. 期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

(2) 輸送方法

災害応急対策活動のための人員・緊急物資・資材等の輸送は、被害状況・輸送対象の種類・数量・人命の安全・被害の拡大防止・災害応急対策に係る緊急度及び交通施設の状況等を勘案して、次の種類のうち最も適切な方法によるものとする。

なお、道路・飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設輸送拠点を把握し、各災害現場を想定した輸送ネットワークを整備しておくものとする。

- ア. 自動車による輸送
- イ. 航空機による輸送
- ウ. 人夫等による輸送

(3) 緊急通行車両として事前届出した車両の活用

ア. 緊急通行車両の確認

町の防災関係車両が、災害対策基本法第76条第1項に基づいて通行の禁止又は制限した道路を通行しようとする場合、知事又は公安委員会に申出て緊急通行車両であることの確認を受け、緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けて通行することができる。

イ. 緊急通行車両の事前届出制度の活用

町は、災害時において応急対策を的確かつ円滑に行うため、緊急通行車両として使用が予定される車両について、公安委員会に予め届出しておくことができる。

3. 輸送力の配分

(1) 輸送力の配分担当は、車両班（総務課）とする。

(2) 配分方法

ア. 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的・種類・数量等の必要な事項を明らかにし車両班長に輸送力供給の要請を行うものとする。

イ. 車両班長は、前項の要請に基づき調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ配分計画を作成し、実施担当責任者に配分するものとする。

(3) 輸送力の確保

ア. 町所有車両の確保

車両等の掌握・管理は車両班（総務課）が行うものとする。

町所有車両は、次のとおりである。

| 保管先 | 所属の名称 | 車種等 | 台数 | 備考 |
|-----------|---------|---------|----|----|
| 五戸町役場 | 総務課 | 乗用車 | 2 | |
| | | ワゴン | 3 | |
| | | ライトバン | 2 | |
| | | トラック | 1 | |
| | | 軽ワゴン | 5 | |
| | | 軽トラック | 1 | |
| ひばり野車庫 | 建設課 | 大型ダンプ | 1 | |
| | | ダンプ | 1 | |
| | | グレーダー | 1 | |
| | | タイヤショベル | 2 | |
| 倉石分庁舎 | 倉石支所 | 乗用車 | 3 | |
| | | ライトバン | 2 | |
| | | 普通トラック | 1 | |
| | | 軽トラック | 1 | |
| | | マイクロバス | 1 | |
| | 農林課 | RV | 2 | |
| | | 乗用車 | 1 | |
| | 建設課 | RV | 1 | |
| | | " | 3 | |
| | | ダンプ | 1 | |
| モーターグレーダー | | 1 | | |
| 上下水道課 | タイヤショベル | 2 | | |
| | ワゴン | 1 | | |
| 教育委員会 | 軽バス | 1 | | |
| | スクールバス | 1 | | |
| 町立給食センター | 軽トラック | 1 | | |
| 倉石診療所 | 診療所 | ワゴン | 1 | |

イ. 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により町所有以外の輸送力確保に努めるものとする。

(ア) 自動車の確保

自動車の確保は、次の順位により確保手続をとるものとする。

- a. 公共的団体の自動車
自動車保有状況

| 名称 | 所在地 | 代表者氏名 | 電話番号 | 車両区分 | | | | うち 広報車 |
|------------------|-----------|-------|---------|------|------|----|-----|-----------|
| | | | | バス | トラック | バン | 乗用車 | |
| しんせい五戸 農業協同組合 | 字博労町21-1 | 角濱 光昭 | 62-6111 | 2 | 34 | 5 | 45 | 1 |
| 五戸町社会福 祉協議会 | 字鍛冶屋窪上ミ36 | 鳥谷部志郎 | 62-2547 | | | 1 | 7 | 1 |

- b. 陸上運送業者の自動車
自動車保有状況

| 名称 | 所在地 | 代表者氏名 | 電話番号 | 車両区分 | | | 備考 |
|-------------------|----------------|--------|---------|------|------|-----|----|
| | | | | バス | トラック | 乗用車 | |
| 南部バス(株) | 字下モ沢向13-3 | 竹岸 健治 | 62-3211 | 39 | 1 | | |
| 三八五流通(株) 五戸営業所 | 大字豊間内字地蔵平1-751 | 新井山 順悦 | 62-2221 | | 21 | | |
| 三八五観光 ハイヤー(株) | 字新町32 | 亀本 満保 | 62-3141 | | | 12 | |
| (株)平和タクシー | 字下モ沢向24-13 | 真山 襲男 | 62-3271 | | | 9 | |
| (株)五戸タクシー | 字新町30 | 小坂 健夫 | 62-2161 | | | 10 | |

(イ) 航空機による輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」による自衛隊航空機及び海上保安部本部の航空機確保について、知事に要請依頼するものとする。

- a. 航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (a) 航空機使用の目的及びその状況
(b) 機種及び数量
(c) 期間及び活動内容
(d) 発着地点又は目標地点

- b. ヘリコプター発着場所を次のとおり定めておくものとする。

| 発着地点 | 位置 | 所在地 | 面積 m ² | 周囲の状況 |
|--------|-------|-----------------|-------------------|-------|
| 五戸小学校 | グラウンド | 字天満後21 | 12,523 | 住宅街 |
| 蛭川小学校 | グラウンド | 字熊野林32 | 10,383 | 農村地帯 |
| 切谷内小学校 | グラウンド | 大字切谷内字高田川原24-1 | 7,832 | 農村地帯 |
| 上市川小学校 | グラウンド | 大字上市川字御兵糧1 | 7,966 | 農村地帯 |
| 豊間内小学校 | グラウンド | 大字豊間内字五ヶ久保1-3 | 6,247 | 農村地帯 |
| 南小学校 | グラウンド | 大字浅水字十海塚35 | 13,919 | 農村地帯 |
| 五戸中学校 | グラウンド | 大字豊間内字地蔵平1-276 | 16,083 | 工業地帯 |
| 川内中学校 | グラウンド | 大字上市川字赤川々原1 | 15,744 | 農村地帯 |
| ひばり野公園 | 陸上競技場 | 大字豊間内字地蔵平1-275 | 11,700 | 工業地帯 |
| 五戸高等学校 | グラウンド | 字根岸6 | 23,667 | 農村地帯 |
| 石沢小学校 | グラウンド | 大字倉石石沢字石沢72 | 10,048 | 農村地帯 |
| 又重小学校 | グラウンド | 大字倉石又重字上川原110-1 | 9,614 | 農村地帯 |
| 倉石中学校 | グラウンド | 大字倉石中市字上ミ平36 | 11,634 | 農村地帯 |
| 小渡平公園 | 多目的広場 | 大字倉石中市字小渡88-1 | 12,000 | 農村地帯 |

(ウ) 人夫等による輸送の確保

人夫等による輸送に必要な労務の確保は、第4章第17節「労務供給」によるものとする。

4. 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名・数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

第17節 労務供給

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、婦人会・青年団・自治会等の住民組織の協力及び労務者の雇用により、必要な要員を確保し労務供給の万全を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務対策は、町長が行うものとする。
- (2) 町長は、法令の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から、労働力の確保に関し応援を求められた場合はこれに協力するものとする。

2. 労務の確保

- (1) 災害応急対策を実施する際に不足する労務は、日赤奉仕団・青年団・婦人会・高等学校・自治会等隣保互助・ボランティア団体等民間団体の協力を求め、又は労務者の雇用を行い確保を図るものとする。

- (2) 奉仕団の編成及び活動

ア. 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団・青年団・婦人会・高等学校・自治会等隣保互助・ボランティア団体等民間団体の協力を得て編成するものとする。

イ. 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、労務の種別により適宜協力を求めるものとする。

- (ア) 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること
- (イ) 炊き出し及び給水の奉仕に関すること
- (ウ) 救援物資支給の奉仕に関すること
- (エ) 清掃及び防疫の奉仕に関すること
- (オ) その他災害応急措置の応援に関すること

ウ. 日赤奉仕団・隣保互助・ボランティア団体等の現況

町内における日赤奉仕団・隣保互助・ボランティア団体の現況は、次のとおりである。

| 団体名 | 代表責任者 | 住所 | 電話 | 団体員数 | | | 活動内容 |
|--------|-----------------------------------|----|----|------|-----|-----|------------------------------|
| | | | | 男 | 女 | 計 | |
| 日赤奉仕団 | | | | | 252 | 252 | 炊き出し・給水清掃防疫物資の配分 被害調査等の協力 |
| 〃 倉石分団 | | | | | 40 | 40 | |
| 救急奉仕団 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | | | | 43 | 43 | |
| 連合婦人会 | | | | | 282 | 282 | |
| 倉石青年団 | | | | | 20 | 10 | |

| 地区名 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | 世帯数 | 活動内容 |
|--------|---------------------------------------|----|------|-----|---------------------------------------|
| 上大町 | | | | 321 | 炊き出し、給水 清掃防疫、物 資の配分被害 調査等の協力 |
| 下大町 | | | | 600 | |
| 新町 | | | | 570 | |
| 川原町 | | | | 285 | |
| 博労町 | | | | 870 | |
| 荒町 | | | | 125 | |
| 下新井田 | | | | 40 | |
| 蛭川 | | | | 130 | |
| 第8区 | | | | 82 | |
| 根前 | | | | 84 | |
| ひばり野 | | | | 420 | |
| ひまわり団地 | | | | 57 | |
| 岩ノ脇 | | | | 33 | |
| 豊間内 | | | | 128 | |
| 志戸岸 | | | | 119 | |
| 大森 | | | | 26 | |
| 大久木 | | | | 20 | |
| 佐野 | | | | 100 | |
| 切谷内 | | | | 200 | |
| 粒ヶ谷地 | | | | 65 | |
| 菖蒲川 | | | | 127 | |
| 上区 | | | | 103 | |
| 中区 | | | | 85 | |
| 下区 | | | | 80 | |
| 北市川 | | | | 88 | |
| 池ノ堂 | | | | 76 | |
| 石香 | | | | 200 | |
| 中筒 | | | | 12 | |
| 四五市 | | | | 5 | |
| 北田ノ沢 | | | | 200 | |
| 野沢 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表 を控えさせていただきます。 | | | 60 | |
| 扇田 | | | | 65 | |
| 浅水（下） | | | | 115 | |
| 浅水（上） | | | | 65 | |
| 上豊川 | | | | 33 | |
| 下豊川 | | | | 23 | |
| 北向（浅水） | | | | 21 | |
| 関口 | | | | 14 | |
| 手倉橋 | | | | 61 | |
| 荷軽井 | | | | 40 | |
| 烏沼新田 | | | | 17 | |
| 槍沢 | | | | 30 | |
| 石沢 | | | | 201 | |
| 一ノ坪 | | | | 14 | |
| 風原平 | | | | 4 | |
| 清駒 | | | | 11 | |
| 中市 | | | | 158 | |
| 浦田 | | | | 45 | |
| 小渡 | | | | 21 | |
| 向松 | | | | 35 | |
| 大久保 | | | | 8 | |
| 横倉 | | | | 8 | |
| 太田 | | | | 42 | |
| 山田 | | | | 20 | |
| 谷地中 | | | | 30 | |
| 北向 | | | | 36 | |
| 沼沢 | | | | 13 | |
| 鎗水 | | | | 20 | |
| 館町 | | | | 52 | |
| 宮台 | | | | 18 | |
| 森冬 | | | | 33 | |
| 古川代 | | | | 34 | |
| 平成 | | | | 9 | |

(3) 労務者の雇用

ア. 労務者の雇用の範囲

- (ア) 被災者の避難のための労務者
- (イ) 医療救護における移送のための労務者
- (ウ) 被災者の救出のための労務者（救出する機械等を操作する労務者を含む。）
- (エ) 飲料水の供給のための労務者（供給する機械等を操作する労務者及び浄水用薬品等の配布に要する労務者を含む。）
- (オ) 救援用物資の整理・輸送及び配分のための労務者
- (カ) 死体の捜索及び処理のための労務者

イ. 労務者の雇用は、原則として八戸公共職業安定所を通じて行うものとする。

地域内において、労務者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は他の市町村長に対し奉仕団・ボランティア団体等の派遣あっせんを依頼するものとする。

ウ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにするものとする。

- (ア) 労務者の雇用を要する目的
- (イ) 作業内容
- (ウ) 所要人員
- (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域
- (カ) 輸送・宿泊等の方法

エ. 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

| 名称 | 管理者 | 所在地 | 施設概況 | 収容可能人員 |
|-----------------|-------|-----------------|-----------------|--------|
| 町立公民館 | 教育委員会 | 字下モ沢向8-2 | ホール・和室 | 300 |
| 地区公民館 | 教育委員会 | 字新町24-1 | 集会室・和室 | 180 |
| 浅水活性化センター | 町長 | 大字浅水字浅水119 | 多目的ホール・会議室・研修室 | 100 |
| 農村環境改善センター | 町長 | 大字上市川字中坪1-1 | 多目的ホール・相談室・視聴覚室 | 150 |
| 豊間内地区コミュニティセンター | 自治会長 | 大字豊間内字五ヶ久保 | 多目的ホール・会議室・研修室 | 150 |
| 役場 | 町長 | 字古館21-1 | 会議室・委員会室 | 80 |
| 役場倉石分庁舎 | 町長 | 大字倉石中市字上ミ平19-1 | 〃 | 30 |
| 倉石コミュニティセンター | 町長 | 大字倉石中市字上ミ平20-4 | 大集会室、会議室、和室、ホール | 200 |
| 石沢地区公民館 | 自治会長 | 大字倉石石沢字石沢107 | ホール、和室 | 50 |
| 保健福祉センター | 町長 | 大字倉石中市字幸神道前15-4 | 〃 | 50 |
| 倉石温泉 | 町長 | 大字倉石又重字上川原153 | 〃 | 50 |

オ. 労務者の賃金

雇用による労務者の賃金は、町内の通常の実費とする。

3. 技術者等の従事命令等

災害時において、応急措置を講ずる上で技術者等の不足又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

| 区分 | 対象になる作業 | 執行者 | 根拠法令 | 種類 | 対象者 | 公用令書 | 費用 | |
|----|--|---|--|---|---|---------------------------------------|-----------------|---|
| | | | | | | | 実費弁償 | 損害補償 |
| 1 | 災害応急対策作業 1 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 2 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 3 清掃・防疫その他の保健衛生に関する事項 4 犯罪の予防・交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 5 緊急輸送の確保に関する事項 6 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 | 知事 (市町村) | 災害対策基本法 第71条第1項 災害対策基本法 第72条第2項 | 従事命令 協力命令 | 1 医師・歯科医師又は薬剤師 2 保健師・助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木・左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者 | 公用令書を交付 (様式県施行細則 第9条・第11条) | 県施行細則に定める額を支給する | 災害救助法施行令に定める額を補償 |
| | 2 | 災害救助作業 被災者の救護・救助その他保護に関する事項 | 知事 東北 運輸局長 知事 | 災害救助法 第24条第1項 災害救助法 第24条第2項 災害救助法 第25条 | 従事命令 協力命令 | 1と同じ 輸送関係者 (1の6～10に掲げる者) | 公用令書を交付 1と同じ | 県施行規則に定める額を支給 |
| 3 | 災害応急対策作業 消防・水防・救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項 | 市町村長 警察官 海上保安官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 | 災害対策基本法 第65条第1項 災害対策基本法 第65条第2項 災害対策基本法 第65条第3項 | 従事 | 市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者 | | | 市町村条例で定める額を補償(「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中消防作業従事者・水防作業従事者に係る規定の定める額) |
| 4 | 消防作業 | 消防吏員 消防団員 | 消防法 第29条第5項 | 従事 | 火災の現場付近にある者 | | | 3に同じ |
| 5 | 水防作業 | 水防管理者 水防団員 消防機関の長 | 水防法第17条 | 従事 | 水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者 | | | 3に同じ |

4. 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は農林畜産班（農林課）とする。

(2) 労務配分方法

- ア. 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は労務の目的・所要人員・期間・集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、農林畜産班長に労務供給の要請を行うものとする。
- イ. 農林畜産班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し迅速かつ的確な配分に努めるものとする。

5. 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

- ア. 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に応援を要請する。
- イ. 町長は、要請先に適任者がいない等の場合、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

町長は、応急措置を実施するための労働力が不足する場合、労働力の確保について市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか知事へ応援を要請する。

第18節 防災ボランティア受入・支援対策

災害時において町内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立するものとする。

1. 実施責任者

災害時の町内外からの防災ボランティアの受け入れ・支援体制の整備は、五戸町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て町長が行うものとする。

2. 実施内容

(1) 防災ボランティアセンターの設置

町内で災害が発生し、町長が五戸町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社五戸支部が参画する。

ア. センターの役割

- (ア) 県災害対策本部との連絡調整を行う。
- (イ) 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。
- (ウ) 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- (エ) 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- (オ) 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- (カ) 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。
- (キ) 避難所での運営支援及び救援物資の仕分・配付を行う。

イ. 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくため被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため県など関係機関へ情報提供する。

ウ. センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

エ. その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等について定めておく。

3. 応援協力関係

- (1) 町は、必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
- (2) 町は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況の災害情報を、センターに適時適切に提供を行う。
- (3) 町の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第19節 防疫

風水害等の災害時において、感染症発生の予防措置を行い防疫の万全を図るものとする。

1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置は、関係機関の協力を得て町長が行うものとする。

2. 災害防疫実施要領

(1) 防疫班の編成

保健衛生班（保健衛生課）は、防疫業務を実施するため、次により班を編成して感染症予防のための防疫措置を実施するものとする。

| 班名 | 人員 | 業務内容 | 備考 |
|-------------|-------------|---------------|---|
| 防疫班 1～5班 | 1班当たり 3名 | 感染症予防のための防疫措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・1～5班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり |

| 区分 | 構成 | | 資器材名 | 備考 |
|----|----|----|-----------|---|
| | 班長 | 班員 | | |
| 1班 | 1名 | 2名 | クレゾール・石灰等 | <ul style="list-style-type: none"> ・収容にあたっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じては共同作業を実施し、又状況に応じて健康福祉こどもセンター保健部の指示に従う。 |
| 2班 | 1名 | 2名 | クレゾール・石灰等 | |
| 3班 | 1名 | 2名 | クレゾール・石灰等 | |
| 4班 | 1名 | 2名 | クレゾール・石灰等 | |
| 5班 | 1名 | 2名 | クレゾール・石灰等 | |

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット・リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図るものとする。

(3) 消毒方法

ア. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施するものとし、実施にあたっては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下「規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

イ. 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ不足分を入手し適宜の場所に配置するものとする。

ウ. 冠水家屋に対しては、各戸にクレゾール及び生石灰を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導するものとする。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施するものとし、実施にあたっては規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施にあたっては規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア. 法第31条の規定により、知事の指示に基づき生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

イ. 生活の用に供される水の供給にあたっては、配水器の衛生的処理に留意するものとする。

ウ. 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸・水道等における水の衛生的処理について指導を徹底するものとする。

(7) 患者等に対する措置

- ア. 災害地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは速やかに三戸地方健康福祉こどもセンター保健部へ連絡するものとする。
- イ. 臨時の予防接種は、知事の指示により実施するものとする。
- ウ. 感染症指定医療機関は、次表のとおりとする。

| 感染症指定医療機関 | 所在地 | 電話 | 病床数 | 備考 |
|-----------|---------------|--------------|-----|--------------|
| 八戸市立市民病院 | 八戸市田向毘沙門平1 | 0178-72-5111 | 584 | 一般528精神50感染6 |
| 十和田市立中央病院 | 十和田市西十二番町14-8 | 0176-23-5121 | 429 | 感染4 |

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設が応急仮設なものであり多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いので、防疫活動を実施するものとするが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

(9) 報告

- ア. 被害状況の報告
 - 警察・消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要・発生患者等の有無及び人数・ねずみ族・昆虫等駆除の地域指定の要否・災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに三戸地方健康福祉こどもセンター所長を経由して知事に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- イ. 防疫活動状況の報告
 - 災害防疫活動を実施したときは、速やかに三戸地方健康福祉こどもセンター所長を経由して知事に報告するものとする。
- ウ. 災害防疫所要見込額の報告
 - 災害防疫に関する所要見込額は、速やかに三戸地方健康福祉こどもセンター所長を経由して知事に報告するものとする。
- エ. 防疫完了報告
 - 災害防疫活動が終了したときは、速やかに三戸地方健康福祉こどもセンター所長を経由して知事に報告するものとする。

(10) 記録の整備 災害防疫に関し、次の書類を整備しておくものとする。

- ア. 被害状況報告書
- イ. 防疫活動状況の報告
- ウ. 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ. 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- オ. ねずみ族昆虫駆除等に関する書類
- カ. 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ. 患者台帳
- ク. 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具・機材等の整備

防疫用器具等については、普段より整備し、又調達先についても予め定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行うものとする。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

| 名称 | 所在地 | 電話 | 備考 |
|----------------|------------------|--------------|-----------|
| (株)アスカム 八戸営業所 | 八戸市大字長苗代字狐田14-7 | 0178-28-3512 | |
| (株)ショウエー 八戸店 | 八戸市諏訪3丁目3-17 | 0178-45-2111 | 薬剤取扱 青森本社 |
| (株)バイタルネット八戸支店 | 八戸市大字長苗代字化石24-1 | 0178-27-3161 | |
| 富士商事株式会社 | 青森市大字八ツ役字芦谷221-7 | 017-739-5319 | |

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」によるものとする。

3. 応援協力関係

- (1) 町長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第20節 廃棄物等処理

風水害等の災害時における、ごみ・し尿及び死亡獣畜の処理業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図るものとする。

1. 実施責任者

被災地における、ごみ・し尿及び死亡獣畜の応急清掃は、町長が行うものとする。

2. 応急清掃

(1) ごみ処理要領

ア. ごみの収集及び運搬

ごみ収集委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集に当たるが、被害じん大等で収集が困難な場合は、運輸業者・建設業者等の車両を借上げ、迅速かつ適切に収集・運搬する。

イ. ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、十和田地域広域事務組合ごみ処理施設において焼却処分する。
- (イ) 不燃性のものは、十和田地域広域事務組合ごみ処理施設に運搬し埋立処分する。
- (ウ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合または焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市（町村）等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処理する。

(2) し尿処理要領

ア. し尿の収集及び運搬

(ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

(イ) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

イ. し尿の処分

収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他のし尿処理施設で委託処理する。

(3) 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町委託業者・許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施するものとする。

ア. ごみ処理班

| 班名 | 責任者 | 班員 | 機械器具等 | | | 地域分担 | 処理場 | 備考 |
|-------|--------|-------------|---------|------|-----|------|-----------------------|--------------|
| | | | ごみ収集運搬車 | トラック | その他 | | | |
| 保健衛生班 | 保健衛生班長 | 消防団員 60名 | | 9台 | | 町全域 | 十和田地域広域事務組合 ごみ焼却施設 | 処理場は 5名配置 |

イ. し尿処理班

| 班名 | 責任者 | 班員 | 機械器具等 | | | 地域分担 | 処理場 | 備考 |
|-------|--------|----|-------|-----|-----|------|-------------------|---------------|
| | | | 汲取り車 | 運搬車 | その他 | | | |
| 保健衛生班 | 保健衛生班長 | | | | | 町全域 | 十和田地区環境整備 事務組合 | 処理場は 10名配置 |

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿処理施設は、次のとおり選定しておくものとする。

| 施設名 | 管理者 | 処理能力 | 処理方法 | 配置人員 | 備考 |
|------------------|-------|-----------------------|-------|------|----|
| 十和田地域広域事務組合 | 十和田市長 | 150 t / 日 | 準連式 | 3 | |
| 十和田地区環境整備事務組合 | 〃 | 100kl / 日 | 2段活性 | 3 | |
| 十和田地域広域事務組合最終処分場 | 〃 | 368,000m ³ | 埋立・覆土 | 3 | |

(5) 死亡獣畜の処理方法

災害時において死亡獣畜・死亡獣畜取扱場の処理を必要とする場合は、搬送し処理する。なお、搬送が不可能な場合は、県健康福祉こどもセンター（保健部）に相談し、指導を受ける。

3. 清掃資器材の調達

清掃資器材は、関係業者所有のものを借上げるものとする。

業者所有の清掃資器材は次のとおりである。

| 名 称 | 責任者 | 所在地 | 電話番号 | 機械器具等 | | | |
|-------------------|-------|------------------------|--------------|-------------|------|------|-----|
| | | | | ごみ収集 運搬車 | 汲取り車 | 作業用品 | その他 |
| 北都ビルシステム(株) | 和田 良男 | 五戸町字鍛冶屋窪4-2 | 62-3308 | 2 | | 1 | |
| 県南清掃(株) | 和田 寛司 | 十和田市大字三本木 字野崎40-370 | 0176-23-4353 | 2 | 13 | 16 | 3 |
| 県南環境保全 センター(株) | 和田 寛司 | 十和田市大字三本木 字野崎40-370 | 0176-22-2061 | 1 | 8 | 2 | 3 |
| 三八五貨物(株) 五戸営業所 | 新井山順悦 | 五戸町大字豊間内 字地藏平1-751 | 62-2221 | 3 | | | |

4. 応援協力関係

町長は、自ら清掃業務の実施が困難な場合、清掃の実施又はこれに要する人員及び資器材の確保について市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか知事へあつせんを依頼する。

5. 環境汚染防止

町長は、工場・事業場から有害物質の流出等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、必要に応じ知事へ事業者の指導・モニタリング調査の実施を働きかける。

第21節 文教対策

教育施設又は児童生徒等の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童生徒等に対する学用品の給与等を行い、応急の教育対策を行うものとする。

1. 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長及び町教育委員会が行うものとする。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長が行うものとする。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行うものとする。

2. 応急の教育対策及び学校施設の応急復旧

(1) 臨時休業等の措置

ア. 校長は、大災害が発生し又は発生が予想される場合で、児童生徒等の安全確保が困難なときは、必要に応じ臨時休業又は授業打ち切り若しくはあらかじめ定めた計画により、避難等の措置を講ずるものとする。

イ. 校長は、臨時休業措置を登校前に決定したときは、児童生徒等にその旨周知し授業打ち切り又は避難等を行う場合は、児童生徒等を安全に帰宅させるなど必要な措置を講ずるものとする。

(2) 応急の教育方法

ア. 町教育委員会は、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 授 業

学校施設又は教職員が不足する場合は応急的に分散授業又は二部授業等を行うものとする。

(イ) 教職員の確保

学校内操作により対応できない場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努めるものとする。

イ. 校長は次の措置を講ずるものとする。

(ア) 被害の程度・教育の場所・教員の状況等に応じて臨時の学級編制・日課表の編成・指導計画・現員による担任計画を作成する。

(イ) 長期にわたって授業の実施ができない状況にある場合は、学習の方法・量及び学校との連絡方法をあらかじめ周知徹底させるとともに、子供会等の組織を活用するなど教育効果が低下しないよう努める。

(3) 学校施設の確保

町教育委員会は、町長と協議し次の措置により学校施設を確保するものとする。

ア. 応急修理が可能な被害の場合

学校運営及び安全管理上緊急に修理を要する箇所について、応急修理又は補強を行い学校施設を確保するものとする。

イ. 施設の全部又は一部がその用途に供し得ない場合

被害の箇所及びその程度に応じて次の措置を講ずるものとする。

(ア) 体育館等教室以外の施設を転用する。

(イ) 被災学校周辺の余裕学校に応急収容する。

(ウ) 公民館等社会教育施設等に応急収容する。

(エ) 仮校舎を建設する。

ウ. 校舎が避難場所とされた場合

校舎が避難場所として利用され授業が制限されている場合は、上記ア・イに準じて授業を行う。

エ. 各学校ごとの代替予定施設は、概ね次のとおりとする。

平成17年5月1日現在

| 学校名 | 児童生徒数(人) | 予定施設及び場所 | 収容能力(人) | 備考 |
|--------|----------|---|-----------------------|----|
| 五戸小学校 | 538 | 町立公民館 | 1,000 | |
| 蛭川小学校 | 59 | 蛭川公会堂 八区自治会館 | 50 30 | |
| 切谷内小学校 | 85 | 切谷内公民館 粒ヶ谷地研修館 菖蒲川自治会館 農村環境改善センター(会議室) | 80 60 30 70 | |
| 上市川小学校 | 117 | 上区研修館 中区公民館 下区集会所 北市川自治会館 | 70 100 60 80 | |
| 豊間内小学校 | 51 | 豊間内地区コミュニティセンター | 130 | |
| 南小学校 | 72 | 浅水活性化センター 扇田住民会館 | 190 80 | |
| 石沢小学校 | 70 | 石沢地区公民館 | 103 | |
| 中市小学校 | 43 | 倉石コミュニティセンター | 581 | |
| 又重小学校 | 67 | 倉石温泉 | 100 | |
| 五戸中学校 | 403 | 体育センター スポーツ交流センター | 400 80 | |
| 川内中学校 | 133 | 農村環境改善センター(多目的ホール) | 270 | |
| 倉石中学校 | 116 | 倉石コミュニティセンター | 581 | |

3. 学校の衛生・安全管理

校長は、学校が被害を受けた場合、次の事項に留意し衛生・安全管理に努めるものとする。

- (1) 校舎内外の清潔・整頓に努めること。
- (2) 校舎内外の安全点検を速やかに実施し必要に応じ補修・整備し平常の授業が行えるよう努めること。
- (3) 必要に応じて児童生徒等の健康診断を行うこと。

4. 学用品の給与

町長は、児童生徒が学用品をそう失し、又はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を給与するものとする。

(1) 給与対象者

災害により住家が全壊(焼)・半壊(焼)・流失又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し又はき損し就学に支障を来した小・中学校及び特殊教育諸学校の小・中学部の児童生徒とする。

(2) 学用品の種類等

ア. 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの。

イ. 文房具及び通学用品で災害救助法が適用された場合に準じ、その額を越えない範囲で必要と認めるもの。

(3) 給与の方法

ア. 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に給与するものとする。

イ. 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に給与するものとする。

ウ. 校長は、給与計画を作成し保護者の受領書を徴し配付するものとする。

5. 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき必要な学用品の品目等を決定し、次により調達するものとする。

(1) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達するものとする。

(2) 教科書以外の教材・文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材・文房具及び通学用品は、町の業者等から調達するものとするが、それが不可能な場合は県教育委員会に対しあつせんを依頼し確保するものとする。

6. 被災した児童生徒等の健康管理

校長及び町教育委員会は、被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健指導等を行う。

7. 学校給食対策

(1) 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について町長と協議し速やかに復旧措置を講ずるものとする。

(2) 学校給食用物資は、財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保するものとする。

8. 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行うものとする。

(2) 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア. 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は応急の防災活動・搬出等により、文化財の保護を図るとともに被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

イ. 被災文化財の被害拡大を防ぐため、関係機関と協力して応急措置を講ずる。

ウ. 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者・管理者が関係機関の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

9. 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

平成17年5月1日現在

| 学校名 | 所在地 | 教室数 | 応急 教室数 特別教室数 | 教員数 | | 学年別 児童生徒数 | 屋内体育 施設面積㎡ | 応急時収容 可能人数* | 備考 |
|--------|---------------------|-----|--------------------|-----|----|--|----------------------|----------------|---------------------|
| | | | | 男 | 女 | | | | |
| 五戸小学校 | 字天満後21 | 21 | 16 | 10 | 23 | 1年 90 2年 95 3年 93 4年 101 5年 70 6年 89 計 538 | 第1 1,201 第2 460 | 640 | * 応急 教室数 ×40名 |
| 蛭川小学校 | 字熊野林32 | 5 | 8 | 4 | 3 | 1年 13 2年 9 3年 7 4年 14 5年 11 6年 5 計 59 | 740 | 320 | |
| 切谷内小学校 | 大字切谷内字 高田川原24-1 | 6 | 7 | 5 | 5 | 1年 9 2年 10 3年 12 4年 15 5年 16 6年 23 計 85 | 857 | 280 | |
| 上市川小学校 | 大字上市川 字御兵糧1 | 7 | 8 | 5 | 6 | 1年 19 2年 22 3年 17 4年 18 5年 17 6年 24 計 117 | 863 | 320 | |
| 豊間内小学校 | 大字豊間内 字五ヶ久保1-3 | 6 | 7 | 3 | 6 | 1年 9 2年 5 3年 8 4年 10 5年 7 6年 12 計 51 | 816 | 280 | |
| 南小学校 | 大字浅水 字十海塚35 | 6 | 8 | 4 | 7 | 1年 14 2年 8 3年 11 4年 10 5年 15 6年 14 計 72 | 909 | 320 | |
| 石沢小学校 | 大字倉石石沢 字石沢72 | 6 | 6 | 5 | 5 | 1年 8 2年 10 3年 13 4年 17 5年 10 6年 12 計 70 | 642 | 240 | |
| 中市小学校 | 大字倉石中市 字田茂平40 | 5 | 5 | 3 | 4 | 1年 8 2年 6 3年 7 4年 7 5年 5 6年 10 計 43 | 823 | 200 | |
| 又重小学校 | 大字倉石又重 字上川原110-1 | 6 | 4 | 5 | 6 | 1年 9 2年 8 3年 11 4年 13 5年 14 6年 12 計 67 | 754 | 160 | |
| 五戸中学校 | 大字豊間内字 地蔵平1-276 | 15 | 20 | 14 | 12 | 1年 138 2年 130 3年 135 計 403 | 1階 1,542 2階 1,903 | 800 | |
| 川内中学校 | 大字上市川 字赤川々原1 | 6 | 10 | 8 | 5 | 1年 35 2年 51 3年 47 計 133 | 1,412 | 400 | |
| 倉石中学校 | 大字倉石中市 字上ミ平36 | 4 | 8 | 5 | 5 | 1年 37 2年 39 3年 40 計 116 | 1,155 | 320 | |

10. 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア. 町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ. 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市町村教育委員会又は県（総務学事課）に応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施調達について市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか知事へ応援を要請する。

第 2 2 節 警備対策

風水害等の災害時における動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持に努めるものとする。

1. 実施責任者

災害時における警備対策は、五戸警察署長が、町・自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行うものとする。

2. 災害時における措置等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として措置する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び死体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持
- (6) 被災地における広報活動

第23節 交通対策

風水害等の災害時における交通の安全及び交通施設の保全のため、交通規制等の必要措置を実施し交通確保の万全を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整その他必要な対策は、町長が行うものとする。
- (2) 交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者・公安委員会及び五戸警察署長が連携を保ち行うものとする。

2. 道路等の被害状況の把握

- (1) 道路管理者は、道路の破損・決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握するものとする。
- (2) 道路管理者は、地域住民・自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに、他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報するものとする。
- (3) 道路管理者は、道路占有工作物（電力・ガス・上下水道・その他）等に被害があることを知知った場合はそれぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命じ、道路の安全と交通の確保を図るものとする。

3. 応急措置

(1) 応急措置及び交通の確保

- ア. 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じ交通の確保を図る。
- イ. 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に迂回路を設置し、交通の確保を図る。
- ウ. 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、最も効果的かつ早期に応急復旧できる路線の応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。

(2) 応援協力関係

災害の状況により、道路管理者のみでは応急復旧が困難な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは町内の関係機関及び建設業者、他の市町村長並びに知事へ協力を要請するとともに必要に応じて自衛隊の派遣を知事に要請するものとする。

4. 交通規制

(1) 道路の交通規制

- ア. 道路管理者は、道路の破損・決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認めるときは交通規制を実施する。
- イ. 公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、緊急自動車・災害応急車両及び緊急物資輸送車両等の通行を確保するため緊急に必要があると認めるときは、区間又は区域を指定し一般車両の通行の禁止又は制限を実施する。
- ウ. 五戸警察署長は、道路の損壊・火災の発生等により道路交通に危険が生ずるおそれがあると認めるとき、又は交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは交通規制を実施する。
- エ. 道路の交通規制の実施方法は、次のとおりとする。

道路管理者・公安委員会及び五戸警察署長は、交通の規制が必要であると認めるときは、災害の規模・迂回道路等の関係を総合的に判断したうえ相互に連携を図りながら、速やかに規制標識・規制予告板及び迂回案内板の設置並びに危険箇所の標示設置等を行い交通規制を実施する。

(2) 交通規制の連絡等

災害時において交通規制等を行った実施機関は、町長及び関係機関に対し交通規制等の目的・区域・措置事項等を連絡し、自動車の運転者・地域住民に周知徹底を図るなど相互協力を努めるものとする。

第24節 電力・ガス・上下水道・電気通信施設対策

風水害等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、電力・ガス・上下水道・電気通信の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じ各々その供給・機能の確保を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行うものとする。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した次の要領により実施する。

(1) 電力施設応急措置

ア. 体制確立

災害により電力施設等が被害を受けた場合は、東北電力(株)八戸営業所が応急復旧工事を行い供給確保に努めるものとする。

イ. 要員及び資機材等の確保

東北電力(株)八戸営業所長は、災害の状況に応じ必要な人員を確保し作業班を編成して、人員の配置を行うとともに復旧資機材を確保するものとする。なお、現地で調達可能な資機材等については、町長と協議のうえ、これを利用することとする。

ウ. 安全広報

災害により、地域住民に危険があると認められる場合は、東北電力(株)八戸営業所の広報車等を利用して安全広報を行うものとするが、必要に応じて町長と協議のうえ町広報車及び町防災行政無線により広報するものとする。

(2) ガス施設応急措置

ア. 体制確立

消防機関等の応急措置要請に基づき青森県エルピーガス協会八戸支部五戸地区「ガス漏れ事故による爆発災害等防止対策に関する連携体制確認書」により体制を確立する。

イ. 要員及び資機材等の確保

要員及び資機材等が関係業者において不足する場合は、知事に対し、あっせんを要請するものとする。

ウ. 安全広報

「ガス漏れ事故による爆発災害等防止対策に関する連携体制確認書」により実施する。

(3) 上水道施設応急措置

ア. 体制確立

災害により施設が被害を受けた場合は、町及び八戸圏域水道企業団が、それぞれが管理している施設の応急復旧工事を行い、水の供給確保に努める。

イ. 要員及び資機材等の確保

災害の状況に応じ、町及び八戸圏域水道企業団が、それぞれが管理している施設について作業班を編成し、人員の配置及び資機材の調達等を行う。

ウ. 安全広報

災害の規模状況に応じ、町及び八戸圏域水道企業団が連携し、地域住民に対し広報車及び防災無線広報により安全広報を行う。

エ. 応援協力関係

町長は自ら早期復旧が困難と判断した場合は、復旧に要する人員及び資機材の確保等について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

(4) 下水道施設応急措置

ア. 体制確立

災害により町公共下水道施設が被害を受けた場合は、流域下水道（県）との連携を図り町が応急工事を行い、汚水処理確保に努める。

イ. 要員及び資機材等の確保

災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて要員の待機、資機材等の点検・手配を行い、準備警戒の措置をとる。

ウ. 安全広報

災害の規模状況に応じ、地域住民に広報車及び防災無線を利用し広報を行う。

エ. 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、町長は自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、地方自治法第252条の17に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか知事へ応援を要請する。

(5) 電気通信設備応急措置

ア. 体制確立

1 災害により電気通信設備が被害を受け、又はそのおそれがあるときは、その規模・状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

2 電気通信施設の被害状況を把握するとともに、関係機関から道路状況等の災害情報を収集する。

3 電気通信設備の被害及び復旧状況は災害対策本部及び関係機関・報道機関等へ通報する。

イ. 要員及び資機材等の確保

災害の発生が予測されるときには、その状況に応じて要員の待機・資機材等の点検を行い準備警戒の措置をとる。

1 災害対策用機器・資材物品の点検及び出動準備

2 異常ふくそうに対する措置の検討

3 出動要員の確保（呼び出し等を含む。）

4 食料・飲料水・燃料等の確保

ウ. 安全広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、掲示・広報車・報道機関等を通じて広報を行う。

エ. 応急復旧

災害により電気通信施設に被害を受けたときには、東日本電信電話㈱において定める災害対策内規に基づき直ちに応急復旧にあたるほか、災害の規模及び状況に応じて通信を確保するため次の措置を行う。

1 特設公衆電話の設置

2 移動無線機による応急通信の確保

3 災害用伝言ダイヤルの利用開始（安否確認等の録音による伝言。）

オ. 非常通信・緊急通話の確保

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、一般加入電話の利用を段階的に制限し、重要加入電話及び街頭公衆電話の通信を確保するが、異常ふくそう状態が解消しない時はそれらに対しても段階的に利用を制限する。

第25節 相互応援協定等に基づく広域応援協力

風水害等の災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、防災関係機関相互に応援し又は協力し災害活動の万全を図るものとする。

1. 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は町長が行うものとする。

2. 応援の要請等

- (1) 町長は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア. 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の協定締結市町村へ応援を要請する。
 - イ. 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等へ応援を要請する。
 - ウ. 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、必要に応じ広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 町長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、他の市町村等の応援の受入れ体制を確立しておく。
- (4) 町長は、知事若しくは指定地方行政機関の長、又は指定公共機関の長若しくは指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務・施設・物資の確保について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り直ちに必要な対策を講ずるものとする。

(5) 協定の締結状況

| 協定の名称 | 締結年月日 | 締結機関 | 応援内容 |
|----------|------------|--|--------|
| 消防相互応援協定 | 昭和35年6月14日 | 六戸町 | 火災・風水害 |
| 消防相互応援協定 | 昭和41年4月1日 | 十和田市 | 全災害 |
| 消防相互応援協定 | 昭和48年7月17日 | 八戸地域広域市町村圏関係市町村 八戸市・百石町・下田町・五戸町・名川町・南部町・三戸町・田子町・福地村・南郷村・階上村・倉石村・新郷村 | 全災害 |

3. 町防災関係機関等の応援協力

- (1) 町長は町内における防災関係機関の相互応援協力が円滑に行われるようにするため、次の連絡責任者を定めておくものとする。

| 機関名 | 担当課 | 電話番号 | 連絡責任者 |
|--------|-----|---------|-------|
| 五戸町消防団 | 総務課 | 62-2111 | 総務課長 |

(2) 防災関係機関・関連事業者等の連絡責任者は次のとおりである。

| 機関名 | 担当課 | 電話 | 所在地 | |
|--------------------------------|-----------------------------------|-----------|---------------------|---------------------------------|
| 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 | 警防課 | 44-2134 | 八戸市内丸一丁目1-2 | |
| 青森県 | 防災消防課 | 017 | 青森市長島一丁目1-1 | |
| | | -734-9086 | 夜間休日の連絡先 | |
| | | -734-9089 | 017-734-9115~9116 | |
| | | -734-9097 | | |
| 五戸警察署 | 警備課 | 62-3241 | 五戸町字下モ沢向13-6 | |
| 三戸地方健康福祉こどもセンター(福祉部・三戸地方福祉事務所) | | 27-4435 | 八戸市大字尻内町字鴨田7 | |
| 三戸地方健康福祉こどもセンター(保健部・八戸保健所) | | 27-3336 | 八戸市大字尻内町字鴨田7 | |
| 八戸県土整備事務所 | | 27-5151 | 八戸市大字尻内町字鴨田7 | |
| 三戸地方農林水産事務所 | | 27-4024 | 八戸市大字尻内町字鴨田7 | |
| 三戸地方農林水産事務所(農村整備) | | 27-1211 | 夜間休日の連絡先 27-5111 | |
| 三八教育事務所 | | 27-4521 | 八戸市大字尻内町字鴨田7 | |
| 青森農政事務所 | | 27-4001 | 八戸市大字尻内町字鴨ヶ池37-9 | |
| 青森地方気象台八戸測候所 | | 33-1330 | 八戸市大字湊町字館鼻67 | |
| 東北総合通信局八戸出張所 | | 33-2322 | 八戸市字築港街二丁目16 | |
| 八戸労働基準監督署 | | 46-3311 | 八戸市字江陽一丁目27-17 | |
| 八戸公共職業安定所 | | 22-8609 | 八戸市沼館4-7-120 | |
| 東北地方整備局青森河川国道事務所十和田国道維持出張所 | 0176 | -23-7138 | 十和田市大字三本木字北平147-475 | |
| 五戸郵便局 | | 62-3060 | 五戸町字天満7-1 | |
| 上市川郵便局 | | 68-2260 | 五戸町大字上市川字十文字辻9-2 | |
| 浅田郵便局 | | 67-2660 | 五戸町大字浅水字浅水76 | |
| 倉石郵便局 | | 77-3060 | 五戸町大字倉石中市字上ミ平1-4 | |
| 陸上自衛隊八戸駐屯地 | 第5高射特科群 | 28-3111 | 八戸市大字市川町字桔梗野官地 | |
| 海上自衛隊第2航空群 | 運用幕僚 | 28-3011 | 八戸市大字河原木字高館 | |
| 東京航空局三沢空港事務所 | 管理課 | 0176 | -53-2461 | 三沢市大字三沢字下夕沢83-197 |
| 三沢防衛施設事務所 | 業務課 | 0176 | -53-3116 | 三沢市字平畑一丁目1-31 |
| 日本たばこ産業(株) 八戸営業所 | 経理課 | | 45-5711 | 八戸市城下二丁目3-9 |
| 東日本電信電話(株) 青森支店 災害対策・マネジメント担当 | | 017 | -774-9550 | 青森市堤町二丁目6-27 |
| 日本赤十字社青森県支部 | 事業課 | 017 | -722-2011 | 青森市長島一丁目11-1 |
| 東北電力(株) 八戸営業所 | 総務課 | | 43-5612 | 八戸市大字堤町11-2 |
| 日本放送協会八戸支局 | 放送部 | | 43-9211 | 八戸市大字堤町4-7 |
| 青森放送(株)八戸支社 | 事業部 | | 43-5161 | 八戸市根城五丁目5-27 |
| (株)青森テレビ八戸支社 | | | 43-2611 | 八戸市大字番町7 |
| 青森朝日放送(株)八戸本社 | | | 47-2111 | 八戸市大字十三日町1 |
| 三戸郡医師会 | 山崎医院 | | 62-5828 | 五戸町字狐森北1 |
| 社青森県トラック協会 三八支部 | | | 28-2131 | 八戸市大字長苗代字化石26-11 |
| 南部バス(株) 五戸営業所 | 営業課 | | 62-3211 | 五戸町字下モ沢向13-3 |
| 日本通運(株) 八戸支店 | | | 27-3311 | 八戸市一番町一丁目8-19 |
| 八戸圏域水道企業団 奥入瀬営業所 | | | 52-3259 | 八戸市大字市川町字稲荷後36-2 |
| 五戸町商工会 | | | 62-3151 | 五戸町字新町24-1 |
| しんせい五戸農業協同組合 | 総務課 | | 62-6111 | 五戸町字博労町21-1 |
| 五戸畜産農業協同組合 | | | 62-2711 | 五戸町大字扇田字長下2-89 |
| 南部地域農業共済組合 三八事務所 | | | 28-5010 | 八戸市大字長苗代字狐田45-3 |
| 三八地方森林組合 五戸支所 | | | 62-3465 | 五戸町字観音堂28-1 |
| 浅水七崎土地改良区 | | | 27-6996 | 八戸市大字豊崎町字上七崎24 |
| 中市筒口土地改良区 | | | 62-2831 | 五戸町字古館17-4 |
| 天満下土地改良区 | | | 68-2367 | 五戸町大字上市川字赤川々原84-1 |
| 市川土地改良区 | | | 52-2726 | 八戸市市川町字菖蒲谷地150-2 |
| 倉石土地改良区 | | | 77-2044 | 五戸町大字倉石中市字上ミ平69-2 |
| (社)青森県エルピーガス協会 五戸地区会 | | | 62-3421 | 五戸町大字豊間内字地蔵平1-647 東北石油ガス(株)内 |
| 五戸町連合婦人会 | | | | |
| 日赤奉仕団 | 個人情報保護のため、ホームページへの公表を控えさせていただきます。 | | | |
| 救急奉仕団 | | | | |

第26節 自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のため特に必要と認められる場合における自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関し定めるものとする。

1. 実施責任者

自衛隊災害派遣要請に係る事務手続については、町長が行うものとする。

2. 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命・財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ自衛隊の人員・装備・機材によらなければ（非代替性）その救助及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 被害状況の把握
- イ. 避難の援助
- ウ. 遭難者等の捜索救助
- エ. 水防活動
- オ. 消防活動
- カ. 道路・水路の啓開、除去
- キ. 応急医療、救護及び防疫
- ク. 人員及び物資の緊急輸送
- ケ. 炊飯及び給水
- コ. 救援物資の無償貸付・譲与
- サ. 危険物の保安及び除去
- シ. その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3. 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

ア. 災害全般 知事

イ. 航空災害 東京都航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は災害の状況について最寄りの指定部隊（八戸駐屯地）の長に通報するものとする。

また、町長は知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

派遣要請先及び指定部隊の位置

| | | |
|-----|--------------------|--------------|
| むつ市 | 海上自衛隊大湊地方総監部 | 0175-24-1111 |
| 青森市 | 陸上自衛隊第9師団司令部青森駐屯部隊 | 017-781-0161 |
| 三沢市 | 航空自衛隊北部航空方面隊司令部 | 0176-53-4121 |
| 弘前市 | 陸上自衛隊弘前駐屯部隊 | 0172-87-2111 |
| 八戸市 | 陸上自衛隊第5高射特科群 | 0178-28-3111 |
| 〃 | 海上自衛隊第2航空群司令部 | 0178-28-3011 |

(2) 町長の知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

- ア. 町長は、当町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。
- イ. なお、町長は知事へ要求できない場合には、その要旨及び当町の地域に係る災害の状況を、災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- ウ. 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は口頭・電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。
 - ・災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・派遣を希望する期間
 - ・派遣を希望する人員・車両・船舶・航空機等の概数
 - ・派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的でその救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは自主的に部隊等を派遣する。

4. 派遣部隊の受入れ体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、下記の事項について派遣部隊の受入れ体制を整備するものとする。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車地区、ヘリコプター発着地区の選定

- ア. ヘリコプター発着地区 第4章16節「輸送対策」によるものとする。
- イ. 車両駐車地区

| 施設名 | 所在地 | 管理者 | 駐車可能台数 | 電話番号 |
|----------|--------------------|---------|--------|---------|
| 五戸町役場 | 五戸町字古館21-1 | 町長 | 120 | 62-2111 |
| 町立公民館 | 五戸町字下モ沢向8-2 | 教育長 | 40 | 62-5252 |
| 川内支所 | 五戸町大字上市川字中坪1-1 | 町長 | 50 | 68-2111 |
| 浅田支所 | 五戸町大字浅水字浅水119 | 町長 | 20 | 67-2111 |
| 倉石支所 | 五戸町大字倉石中市字上ミ平19-1 | 町長 | 50 | 62-7968 |
| ひばり野公園 | 五戸町大字豊間内字地蔵平1-275 | 理事長 | 400 | 62-3045 |
| 立場公園 | 五戸町字神明後15 | 新町自治会長 | 50 | |
| 給食センター | 五戸町字観音堂28-1 | 教育長 | 50 | 62-2216 |
| 五戸高等学校 | 五戸町字根岸6 | 校長 | 300 | 62-2828 |
| 五戸小学校 | 五戸町字天満後21 | 校長 | 200 | 62-2820 |
| 蛭川小学校 | 五戸町字熊野林32 | 校長 | 200 | 62-2854 |
| 切谷内小学校 | 五戸町大字切谷内字高田川原24-1 | 校長 | 200 | 68-2203 |
| 上市川小学校 | 五戸町大字上市川字御兵糧1 | 校長 | 200 | 68-2202 |
| 豊間内小学校 | 五戸町大字豊間内字五ヶ久保1-3 | 校長 | 180 | 62-6363 |
| 南小学校 | 五戸町大字浅水字十海塚35 | 校長 | 200 | 67-2006 |
| 石沢小学校 | 五戸町大字倉石石沢字石沢72 | 校長 | 30 | 77-2775 |
| 中市小学校 | 五戸町大字倉石中市字田茂平40 | 校長 | 50 | 77-2006 |
| 又重小学校 | 五戸町大字倉石又重字上川原110-1 | 校長 | 50 | 77-2008 |
| 五戸中学校 | 五戸町大字豊間内字地蔵平1-276 | 校長 | 200 | 62-2228 |
| 川内中学校 | 五戸町大字上市川字赤川々原1 | 校長 | 200 | 62-2201 |
| 旧豊川小学校跡地 | 五戸町大字浅水字幸神2 | 上豊川自治会長 | 50 | |
| 小渡平公園駐車場 | 五戸町大字倉石中市字小渡88-1 | 指定管理者 | 300 | |

(6) その他必要な事項

5. 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6. 経費の負担

町長が負担する経費は、応急復旧対策等に必要な資機材の借用代価及び役務の費用、宿泊施設等の借上料及び損料・入浴料・光熱水料・電話等通信費・消耗品・補償費等防災活動に要する費用とする。

青森県知事

殿

五戸町長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

| | | |
|--------------------------------|--------------------|------------------|
| 1 災害の種類 | 洪水、津波、地震、火災、その他 | |
| 2 要請の目的 | 人命救助、災害復旧、消火、その他 | |
| 3 派遣を希望する区域 | 地区 | |
| 4 派遣を必要とする期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | 日間 |
| 5 被害状況 | | |
| 6 派遣を希望する人員及び機器の概数(車両、船舶、航空機等) | | |
| 7 派遣先の責任者 | | |
| 8 そ の 他 | (1) 宿泊 | 要請者で準備 自衛隊で準備 |
| | (2) 食糧 | 要請者で準備 自衛隊で準備 |
| | (3) 資材 | 要請者で準備 自衛隊で準備 |

第27節 県防災ヘリコプター運航要請

風水害等の災害時において、災害応急対策活動・救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

1. 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、町長及び八戸消防本部消防長が行うものとする。

2. 運航要請の要件

- (1) 公共性 災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要があること。
- (3) 非代替性 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

3. 活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - 被害状況の偵察・情報収集等
 - 救援物資・人員等の輸送
 - 災害に関する情報・警報等の伝達等災害広報等
- (2) 火災防御活動
 - 林野火災における空中消火
 - 偵察・情報収集
 - 消防隊員・資機材等の搬送等
- (3) 救助活動
 - 中高層建築物等の火災における救助等の活動
 - 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
 - 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助等
- (4) 救急活動
 - 交通遠隔地からの傷病者搬送等

4. 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに県防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

5. 受入態勢

町長又は八戸消防本部消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ次に掲げる受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) その他必要な事項

| | | | | | |
|----------------------------|--|----------------------------|-------------|----------|--------|
| 11 傷病者輸送等の場合 | 傷病者 | 氏名 (男・女) 歳(M・T・S・H 年 月 日生) | 住所 | 電話 | 職業 |
| | 傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者(医師名)等 | | | | |
| 12 気象状況 | 天候 視界 | 風向 m | 風速 m/sec | 気温 °C | 警報・注意報 |
| 13 必要資機材 | | | | | |
| 14 その他必要な事項 | | | | | |
| 地図 (目標物が明確な大きめの図面を添付すること。) | | | | | |

※ 以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

| | |
|----------|---|
| 1 使用無線等 | 無線種別(全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部(車)呼出名(コールサイン) |
| 2 到着予定時間 | 平成 年 月 日 () 時 分 |
| 3 活動予定時間 | 時間 分 |
| 4 燃料の手配 | 要手配・手配不要 量(ドラム缶 本) |

| | |
|------|--|
| 特記事項 | |
|------|--|